

埼玉県報



埼玉県発行

目次

条例

○埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例 (政策調査課)

二

規則

○交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (地域課)

二

告示

○個人事業税所得金額等決定書作成業務委託に関する入札公告 (税務課)

三

○自動車税データエントリー業務委託に関する入札公告

四

○自動車取得税等データエントリー業務委託に関する入札公告

五

○法人県民税及び法人事業税申告書兼納付書作成等業務委託に関する入札公告

七

○個人事業税・間税・その他税データエントリー業務委託に関する入札公告

八

○法人県民税・法人事業税データエントリー業務委託に関する入札公告 (税務課)

九

○不動産取得税データエントリー業務委託に関する入札公告

一〇

○軽油流通情報管理データエントリー業務委託に関する入札公告

一一

○職員情報関連システムのサーバ機器等の賃貸借 (システム調整室)

一二

○給与管理システムに係るデータ入力業務委託に関する入札公告

一三

○政治団体台帳管理システム等に係るデータ入力業務委託に関する入札公告

一五

○生活保護法による医療機関及び生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 (社会福祉課)

一七

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課)

一九

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課)

一九

○生活保護法による介護機関の指定

二〇

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

二三

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出

二四

○生活保護法による指定介護機関の再開の届出

二四

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

二五

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定 (障害者福祉課)

二六

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届

二八

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退

三一

○休日及び夜間における県民等からの連絡通報受理業務に関する入札公告 (保健医療政策課)

三二

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課)

三三

○農業振興地域の区域の変更 (農業政策課)

三四

○山田土地改良区の役員就任届 (東松山農林)

三四

○羽尾表前土地改良区の設立認可 (農村整備課)

三四

○測量法に基づく公共測量の実施

三九

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路環境課)

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)

○川口市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業の換地処分 (市街地整備課)

○鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

○桶川市坂田東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○県道さいたま草加線の区域の変更 (さいたま県土)

○県道さいたま草加線の供用の開始

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

○県道鴻巣川島線の区域の変更 (東松山県土)

○県道日高川島線の区域の変更

○開発行為に関する工事の完了公告

三九

告 (東松山県土)

○県道薄小森線の供用の開始

(秩父県土)

○県道加須北川辺線の道路の区域の変更 (行田県土)

○県道加須北川辺線の供用の開始

(〃)

○県道加須北川辺線の道路の区域の変更 (〃)

(〃)

○県道加須北川辺線の供用の開始

(〃)

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十八年分)

(選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (〃)

(〃)

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (〃)

(〃)

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の

(〃)

要旨

(選管委)

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 (〃)

(〃)

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (〃)

(〃)

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (〃)

(〃)

○監査結果の公表 (監査第一課)

(〃)

○措置通知の公表 (監査第二課)

(〃)

○人事異動 (人事課)

(〃)

○建築基準法第九十四条第三項の規定に基づく公開口頭審査の開催 (建築指導課)

(〃)

○埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十八号中訂正 (東松山県土)

(〃)

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の

(〃)

四五

四五

五五

五五

五五

五六

五六

五六

六三

六七

七六

七六

七六

七六

七六

七六

七六

七六

に改正する。

第二条第一号中「総合政策委員会」を「企画財政委員会」に、「総合政策部、人事委員会」を「県一般会計の歳入に関する事項、企画財政部、会計管理者、監査委員」に改め、同条第二号中「総務危機管理防災委員会」を「総務県民生活委員会」に改め、「県一般会計の歳入に関する事項、」を削り、「危機管理防災部、出納局及び監査委員」を「県民生活部及び人事委員会」に改め、同条第八号中「警察委員会」を「警察危機管理防災委員会」に改め、「公安委員会」の下に「及び危機管理防災部」を加える。

附則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長及び副委員長(埼玉県議会委員会規程(昭和五十八年埼玉県議会告示第一号)第五条第一項に規定する委員長及び副委員長をいう。以下同じ。)並びに委員に選任されている者は、同表の下欄に掲げる常任委員会の委員長及び副委員長並びに委員に選任されているものとみなす。

総合政策委員会

企画財政委員会

総務危機管理防災委員会

総務県民生活委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

警察危機管理防災委員会

警察委員会

条例

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第一号

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のよう

規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月29日

埼玉県公安委員長 由木義文

埼玉県公安委員会規則第一号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2羽生警察署の項中 昭 和 橋 駐 在 所 を 新 郷 駐 在 所 に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月7日から施行する。

告 示

埼玉県市長 藤川 四郎十六郎

次のとおり一筆競争入札に付する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県長 藤川 四郎 印

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

個人事業税所得金額等決定書作成業務委託（4月業務） 97,500件（A単価業務7,500件、B単価業務90,000件）

（注）A単価及びB単価の業務の内容については、仕様書を参照すること。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日（火）から同年5月20日（火）まで

(4) 履行場所

県内15税務署

(5) 納入場所

埼玉県総務部税務課及び各県税事務所

(6) 入札方法

入札金額は、A単価業務の契約単価に7,500を乗じた額と、B単価業務の契約単価に90,000を乗じた額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

と。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で営業品目に「写真撮影」を掲げている者であつて、同公示に基づき資格がA又はBの等級に格付けされていること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき、指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務期間中、15税務署に機材・人員を派遣し、マイクロ写真撮影を行うことが可能である者であること（詳細は仕様書による。）。

(6) 同規模の業務について、過去官公庁等との取引実績を有するとともに、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）で必要とされる措置を講ずることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
税務課間税担当 中村 雄樹 電話048—830—2659（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館4階402会議室
イ 日時 平成20年3月10日（月）午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館4階402会議室

イ 日時

平成20年3月28日(金) 午後2時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もったA単価業務の契約単価に7,500を乗じた額とB単価業務の契約単価に90,000を乗じた額の合計に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、A単価業務の契約単価に7,500を乗じた額とB単価業務の契約単価に90,000を乗じた額の合計に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月17日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書による入札は無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

埼玉県知事 熊谷 元一

次のような一般競争入札を実施する。

平成二十二年二月二十九日

埼玉県知事 田 畑 恒

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

自動車税データエントリー業務 311,000件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課

(5) 入札方法

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であり、所在地区分が「県内」又は「準県内(本社が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の業者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 1日当たり5,500件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
 税務課税務総合オンライン担当 小暮 徹 電話048—830—2662(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階 B05 平成20年3月7日(金) 午前10時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館4階音楽室B 平成20年3月25日(火) 午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に311,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に311,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100

分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県庁長官 藤川 昌久

〒330-0801 埼玉県浦和市大宮1-1-1

電話 048-266-1111

埼玉県庁 田 野 匠

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

自動車取得税等データエントリー業務 1,080,000件

- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
- (4) 履行場所  
ア 埼玉県総務部税務課  
イ 埼玉県自動車税事務所  
ウ 埼玉県自動車税事務所熊谷支所  
エ 埼玉県自動車税事務所所沢支所  
オ 埼玉県自動車税事務所春日部支所
- (5) 入札方法  
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であり、所在地区分が「県内」又は「準県内(本社が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の業者であること。
  - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (5) 1日当たり17,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
  - (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 善積 総司 電話048—830—2662(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館地下1階B05 平成20年3月7日(金) 午前11時
- (4) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館4階音楽室B 平成20年3月25日(火) 午前11時30分
- 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に1,080,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に1,080,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県市長第二四四十九号

次のとおり一筆競争入札とする。

平成二十年二月二十九日

埼玉県長 田 田 繁 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量  
法人県民税及び法人事業税申告書兼納付書作成等業務 186,000件
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
- (4) 履行場所  
埼玉県総務部税務課及び各県税事務所
- (5) 入札方法  
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「印刷の請負」又は「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 埼玉県の提供する印刷用磁気テープから、法人県民税及び法人事業税の申告書兼納付書を規格どおりに作成する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

(6) 15日間で35,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

(7) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 杉浦 和也 電話048-830-2662(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階 B05 平成20年3月7日(金) 午前11時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館4階音楽室B 平成20年3月25日(火) 午前10時30分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に186,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財

務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に186,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県告示第1145号

次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年二月二十九日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

個人事業税・間税・その他税データエントリー業務 27,200件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課

(5) 入札方法

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であり、所在地区分が「県内」又は「準県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の業者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 5日間で10,500件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

(6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等





- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であり、所在地区分が「県内」又は「準県内(本社が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の業者であること。
  - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (5) 5日間で30,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
  - (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 税務課税務総合オンライン担当 杉浦 和也 電話048—830—2662(直通)
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
  - (3) 入札説明会の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館地下1階B05 平成20年3月7日(金)午後1時40分
  - (4) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館4階音楽室B 平成20年3月25日(火)午後1時30分
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に215,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- イ 契約保証金
- 契約の相手方は、契約金額に215,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
  - (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
  - (4) 契約書作成の要件
  - (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (6) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
  - (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事 二五五二二二号

次のような一般競争入札を行います。

平成二十一年二月二十九日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量  
不動産取得税ユーザー業務 85,000件
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
- (4) 履行場所  
埼玉県総務部税務課
- (5) 入札方法  
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であり、所在地区分が「県内」又は「準県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の業者であること。
  - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (5) 5日間で8,200件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
  - (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問い合わせ先

- 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 稲田 和晃 電話048—830—2666(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
  - (3) 入札説明会の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館地下1階 B05 平成20年3月7日(金)午後2時20分  
入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館4階音楽室B 平成20年3月25日(火)午後2時
  - 4 その他
    - (1) 入札保証金及び契約保証金
      - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に85,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
      - イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に85,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
    - (2) 入札者に要求される事項
      - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類の説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
      - イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
    - (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
      - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
      - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
      - ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事 鈴木 寛

次のとおり一般競争入札を行います。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田 繁 印

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量  
軽油流通情報管理データベースリー業務 240,000件
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
  - (4) 履行場所  
埼玉県総務部税務課
  - (5) 入札方法  
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であり、所在地区分が「県内」又は「準県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の業者であること。
  - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (5) 5日間で20,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
  - (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 税務課税務総合オンライン担当 稲田 和晃 電話048—830—2666(直通)
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
  - (3) 入札説明会の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館地下1階B05 平成20年3月7日(金) 午後3時
  - (4) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁職員会館4階音楽室B 平成20年3月25日(火) 午後2時30分
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に240,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に240,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

報関連システム開発担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
 201,066,000円

(2) 入札者に要求される事項  
 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

7 入札の公告を行った日  
 平成19年12月7日

(3) 入札の無効  
 次に掲げる入札書は、無効とする。

5 落札金額

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

4 落札者の氏名及び住所  
 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書  
 エ 契約書作成の要否

3 履行期間  
 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 落札者の決定方法  
 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 納入場所  
 埼玉県総務部システム調整室

(6) 特記事項  
 平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

1 調達内容  
 (1) 購入等件名及び予定数量  
 給与管理システムに係るデータ入力業務委託 175,000件

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(2) 調達案件の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。



埼玉県知事 川田 洋一

1 購入等件名及び数量

MEI-Oシステム構築業務に関するシステムのサーバ機器の採用を定める調達について、総務部が決定したので、次のとおり公示する。

職員情報関連システムのサーバ機器等の貸借 一式

平成二十年二月二十九日

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県知事 川田 洋一

埼玉県総務部システム調整室職員情報

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のうち「データエントリー」の各等級に格付けされている者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
入手手順は、次のとおり。

イ 埼玉県ホームページを開く。

ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3：システム入札」を選択する。

ニ 「入札情報公開システム」を選択する。

ホ 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「総務部」、課所は「システム調整室」を指定し、「物品等」を選択する。

ヘ 「1 発注情報の検索」を選択する。

ヘ 検索ボタンをクリックする。

コ 本入札案件を選択する。

ク 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において配布する(事前に電話により連絡をすること)。

(2) 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む)。

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 中村、人見 電話 048—830—2275(直通) FAX 048—824—5843

(3) 入札書受付期間

ア 持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月25日(火)正午まで

イ 郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月24日(月)午後5時まで(必着)  
なお、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 IT

研修室

イ 日時

平成20年3月25日(火)午後2時

ウ 開札の立ち会いは任意とする。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に175,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に175,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を次のいずれかの方法で平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」

3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフレッキシミリにより送信すること。

イ 「契約の履行について」(添付書類を含む)。

3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフレッキシミリによる

り送信すること。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県電子入札共同システム

次のホームページ。

埼玉県電子入札共同システム

埼玉県 田 野 区

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量  
政治団体台帳管理システム等に係るデータ入力業務委託 73,000件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県総務部システム調整室

(5) 入札方法

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札者の決定に当た

っては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のうち「データベース」の各等級に格付けされている者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、次のとおり。

(イ) 埼玉県ホームページを開く。

(ロ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ハ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入

口」を選択する。

(ニ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(ホ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「総務部」、課所は「システム調整室」

を指定し、「物品等」を選択する。

(ヘ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(セ) 検索ボタンをクリックする。

(シ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において配布する(事前に電話により連絡をすること)。

- (2) 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む)。
- 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 中村、人見 電話 048—830—2275 (直通) FAX 048—824—5843
- (3) 入札書受付期間
- ア 持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月25日(火)正午まで
- イ 郵送する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月24日(月)午後5時まで(必着)
- なお、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時
- ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階IT研修室
- イ 日時  
平成20年3月25日(火)午後2時
- ウ 開札の立ち会いは任意とする。
- 6 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に73,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に73,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100

- 分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を次のいずれかの方法で平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」
- 3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフアクシミリにより送信すること。
- イ 「契約の履行について」(添付書類を含む)
- 3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフアクシミリにより送信すること。
- (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県告示第二百五十七号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお  
 いて準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機  
 関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名 称                | 開 設 者 名    | 所 在 地                 | 指 定 年 月 日   |
|--------------------|------------|-----------------------|-------------|
| 医療法人千鈴会 新井整形外科     | 医療法人千鈴会    | 川口市芝樋ノ爪一六二七           | 平成二十年一月一日   |
| 平井こどもクリニック         | 医療法人社団こども会 | 川口市東川口五三〇一六           | 平成十九年十月一日   |
| 医療法人社団阿雅舎会 小手指整形外科 | 医療法人社団阿雅舎会 | 所沢市小手指元町三二二一三         | 平成十九年十二月一日  |
| むさしクリニック泌尿器科内科     | 大場 忍       | 所沢市北秋津八五五一            | 平成二十年一月一日   |
| 遠藤脳神経外科クリニック       | 遠藤 孝       | 狭山市水野八二四一一            | 平成二十年一月十日   |
| 埼玉医療生活協同組合 羽生クリニック | 埼玉医療生活協同組合 | 羽生市上岩瀬六六〇             | 平成二十年二月一日   |
| 医療法人仁科整形外科         | 医療法人仁科整形外科 | 鴻巣市本町一一一三             | 平成二十年一月九日   |
| 瀧 澤 医 院            | 医療法人久信会    | 草加市北谷二一八一三五           | 平成二十年一月一日   |
| 医療法人勇誠会 北町クリニック    | 医療法人勇誠会    | 戸田市笹目北町五一一〇           | 平成二十年一月一日   |
| 岩沢レディースクリニック       | 岩澤 寛治      | 戸田市本町四一七二二八 WINビル三〇一  | 平成二十年一月十日   |
| 平塚整形外科クリニック        | 平塚 建太郎     | 富士見市鶴馬三三七一一           | 平成二十年一月二十二日 |
| み さ と 眼 科          | 豊原 勝利      | 三郷市早稲田一一三一一〇 KTT六ビル五F | 平成二十年一月十五日  |
| おおつか内科クリニック        | 大塚 健蔵      | 坂戸市南町九一五 ゼネラルビル二F     | 平成二十年一月一日   |
| 医療法人社団信悠会 木村クリニック  | 医療法人社団信悠会  | 北足立郡伊奈町小室一〇〇五一一       | 平成二十年一月一日   |
| 拾六間歯科クリニック         | 小川 栄治      | 熊谷市拾六間一〇〇四            | 平成二十年一月十七日  |
| スマイル歯科             | 関 千春       | 熊谷市末広一三三一一            | 平成二十年一月三十一日 |
| ながたデンタルクリニック       | 永田 勝久      | 川口市芝中田一一一四 芝田屋ビル一〇一号室 | 平成二十年一月十六日  |
| うけがわ歯科元郷           | 請川 秀治      | 川口市元郷六一一一一 うけがわビル一F   | 平成二十年一月十一日  |
| 医療法人煌歯会 二階堂歯科医院    | 医療法人煌歯会    | 川口市南町二一九一三三           | 平成十九年十一月一日  |
| 歯科・パールクリニック        | 児玉 裕       | 狭山市祇園一七一七 水村ビル二F      | 平成十九年十二月一日  |
| 本間歯科医院             | 森田 みゆき     | 深谷市稲荷町一一一五一一二         | 平成二十年二月一日   |
| 山崎歯科医院             | 山崎 泰由      | 越谷市大沢三一一〇一一           | 平成二十年一月二十八日 |
| おおいし歯科医院           | 大石 陽介      | 八潮市中央三一四一一二           | 平成二十年一月十七日  |
| たばた歯科医院            | 田端 勝       | 秩父郡横瀬町横瀬四二七四一三        | 平成二十年二月六日   |

二 指定施術者

| 氏名     | 住所 | 施設           |                    | 所在地           | 指定年月日 |
|--------|----|--------------|--------------------|---------------|-------|
|        |    | 名称           | 所                  |               |       |
| 小山 力丸  |    | 力丸鍼灸接骨院      | 所沢市東所沢一―二―九        | 平成二十年 一月 十八日  |       |
| 薄田 麻里絵 |    | まり接骨院        | 春日部市谷原二―七―一        | 平成二十年 一月 七日   |       |
| 立花 要   |    | 東大沢おおさと整骨院   | 越谷市大里四―一―六         | 平成二十年 一月 二十四日 |       |
| 藤川 豊明  |    | 藤川接骨院        | 朝霞市仲町二―三―三         | 平成二十年 一月 十八日  |       |
| 清水 大輔  |    | 清水整骨院        | 北本市石戸九―二―七         | 平成二十年 一月 二十三日 |       |
| 大塚 美穂  |    | 東大沢おおさと整骨院   | 越谷市大里四―一―六         | 平成二十年 一月 十八日  |       |
| 小堀 悟   |    | メープル整骨院      | 東京都足立区谷中一―三二―一     | 平成十九年十一月 二十七日 |       |
| 宮澤 俊祐  |    | たかず接骨院       | 三郷市高州一―三二―八―一      | 平成二十年 一月 七日   |       |
| 高野 正信  |    | 高野整骨院        | 鶴ヶ島市松ヶ丘三―九―五       | 平成二十年 一月 二十二日 |       |
| 原田 博幸  |    | 新三郷接骨院       | 三郷市采女一―三三―六―四      | 平成二十年 一月 二十三日 |       |
| 清水 実   |    | 美里みのる接骨院     | 児玉郡美里町甘粕三六四―六      | 平成二十年 二月 四日   |       |
| 宮島 真人  |    | みやじま整骨院      | ふじみ野市福岡武蔵野一〇―二―二   | 平成十九年十二月 五日   |       |
| 武井 寛人  |    | グリーンはりきゅう整骨院 | 草加市谷塚町五六五―一―二〇―二―二 | 平成二十年 一月 十五日  |       |

|                |                |                       |               |
|----------------|----------------|-----------------------|---------------|
| 梶 沢 菌 科 医 院    | 田 中 奈 々 江      | 南埼玉郡白岡町白岡一〇八二―一六      | 平成十九年十一月 一日   |
| ウエルシア薬局 熊谷佐谷田店 | ウエルシア関東株式会社    | 熊谷市佐谷田二四〇二―一          | 平成二十年 一月 二十四日 |
| トミオカ薬局 久保島店    | 株式会社トミオカ薬局     | 熊谷市久保島一七九二―五          | 平成二十年 一月 一日   |
| たから薬局 入曾店      | 株式会社トラストファーマシー | 狭山市水野八二四―一            | 平成二十年 二月 一日   |
| 狭山 水野 薬 局      | 株式会社アゼリア       | 狭山市水野一三三―二            | 平成十九年十二月 一日   |
| あげおシーエス薬局      | 有限会社大和桜ヶ丘薬局    | 上尾市柏座一―二二―三           | 平成二十年 二月 一日   |
| ウエルシア薬局 草加青柳店  | ウエルシア関東株式会社    | 草加市青柳五―二二―二八          | 平成二十年 一月 二十九日 |
| か え で 薬 局      | 株式会社アイ・エム・アイ   | 蔵市中央三―三二―八 ヨウガイハイツ一〇三 | 平成二十年 一月 一日   |
| ハミンググバード薬局     | 有限会社ハミンググバード薬局 | 富士見市鶴馬三四七六―一          | 平成二十年 一月 一日   |
| 幸 房 薬 局        | 有限会社大和桜ヶ丘薬局    | 三郷市幸房七四三―三            | 平成二十年 二月 一日   |
| シーエス吉川薬局       | 有限会社大和桜ヶ丘薬局    | 吉川市平沼二〇―一             | 平成二十年 二月 一日   |
| た に だ 薬 局      | 谷 田 浩 一        | 北足立郡伊奈町大針七七―一         | 平成二十年 二月 一日   |

埼玉県告示第二百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

| 名称                      | 変更事項 | 変更前                 | 変更後                      |
|-------------------------|------|---------------------|--------------------------|
| しらこぼと<br>ななえ・椋沢<br>歯科医院 | 所在地  | 川口市芝四〇二―三           | 川口市芝宮根町四―七               |
| 川口ハート<br>クリニック内科        | 所在地  | 椋沢歯科医院<br>川口市芝四〇二―一 | ななえ・椋沢歯科医院<br>川口市芝宮根町四―一 |

二 指定施術者

| 氏名    | 変更事項         | 変更前                            | 変更後                                      |
|-------|--------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 遊佐 健一 | 施術所名称        | 白寿堂鍼灸所・整骨院                     | 南青山鍼灸整骨院                                 |
| 内田 智之 | 施術所所在地       | 越谷市蒲生旭町一〇―二三                   | 東京都港区北青山三―二二三―一―二三F                      |
| 近藤 隆  | 施術所所在地       | 入間郡毛呂山町前久保六四七―一六七              | 入間郡毛呂山町前久保南三―二二―一六                       |
| 藤木 明  | 施術所名称<br>所在地 | 川口市栄町一―九―八<br>篠山ビル3F           | 川口市西青木五―二―四三<br>クサカビル                    |
|       | 施術所所在地       | つばさ治療院<br>春日部市大枝八九武里団地二―九―一〇―一 | 藤木訪問マッサージ<br>春日部市備後東一―二二―一二<br>コーボ黒田一〇―一 |

埼玉県告示第二百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名称                 | 所在地                          | 廃止年月日        |
|--------------------|------------------------------|--------------|
| 北町クリニック            | 戸田市笹目北町五―一〇                  | 平成十九年十二月三十一日 |
| 二階堂歯科医院            | 川口市南町二―九―二三                  | 平成十九年十一月一日   |
| 狭山水野薬局             | 狭山市水野二―三五―二二                 | 平成十九年十一月三十日  |
| 平井こども<br>クリニック     | 川口市東川口五―一―一                  | 平成十九年九月三十日   |
| むさしクリニック<br>泌尿器科内科 | 所沢市くすのき台三―四―七カ<br>ンフアリエA二〇―一 | 平成十九年十二月三十一日 |
| シーエス吉川薬局           | 吉川市平沼二〇―一                    | 平成二十年一月三十一日  |
| 木村クリニック            | 北足立郡伊奈町小室一〇〇五―一              | 平成十九年十二月三十一日 |
| トミオカ薬局<br>久保島店     | 熊谷市久保島一七三〇―三                 | 平成二十年一月一日    |
| あさひ薬局              | 所沢市南住吉二―三―四                  | 平成十九年十二月三十一日 |
| かえで薬局              | 蔵市中央三―三―一八ヨウガイ<br>ハイツ一〇三     | 平成十九年十二月三十一日 |
| あげお<br>シーエス薬局      | 上尾市柏座一―二二―三                  | 平成二十年一月三十一日  |
| 小手指整形外科            | 所沢市北野八四〇―二ドルチェ<br>小手指一階      | 平成十九年十一月三十日  |
| イースト薬局             | 鴻巣市東一―二―三一                   | 平成十九年十二月三十一日 |
| 東所沢<br>クロバ薬局       | 所沢市牛沼七七三―一八                  | 平成二十年一月三十一日  |

|        |                   |              |
|--------|-------------------|--------------|
| サンドラッグ | 鴻巣市天神四―一四七        | 平成二十年一月十日    |
| 旗井デンタル | 北埼玉郡大利根町旗井一九八―三   | 平成十九年十二月二十九日 |
| 新井整形外科 | 川口市芝樋ノ爪―六―二七      | 平成二十年一月一日    |
| 梶沢歯科医院 | 南埼玉郡白岡町白岡新田一〇八二―五 | 平成十九年十月三十一日  |
| 歯科 児玉  | 狭山市入間川一―三―七       | 平成十九年十一月三十日  |
| 天草薬局   | 鶴ヶ島市鶴ヶ丘三―四        | 平成十九年十二月三十一日 |
| 小児科 歯科 | 深谷市稲荷町一―一五―二二     | 平成十九年二月二十八日  |

|                     |                              |              |
|---------------------|------------------------------|--------------|
| 滝沢医院                | 草加市北谷町四〇四―四二                 | 平成十九年十二月三十一日 |
| 幸房薬局                | 三郷市幸房七四三―三                   | 平成二十年一月三十一日  |
| 弁財薬局                | 朝霞市西弁財一―一四―五                 | 平成十九年十二月三十一日 |
| 仁科整形外科              | 鴻巣市東一―一―一 アサヒ第一ビル一階          | 平成二十年一月六日    |
| 有限会社盛喜堂<br>イービーシー薬局 | 富士見市鶴馬三四六九                   | 平成十九年十二月三十一日 |
| 北野薬局                | 所沢市小手指町五―一六―六ド<br>ルチェ小手指一〇二― | 平成十九年十二月一日   |

埼玉県告示第二百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名                 | 称                    | 所             | 在                                                                              | 地                                           | 開設者名                    | サービスの種類    | 指 | 定 | 年 | 月 | 日 |
|-------------------|----------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------|------------|---|---|---|---|---|
| 川口クリニック老人デイケア     | 川口市本町四―一―八川口センタービル二階 | 鴻巣市本町一―一―三 三階 | 医療法人                                                                           | 高仁会                                         | 介護予防通所リハビリテーション<br>訪問看護 | 平成十九年十一月一日 |   |   |   |   |   |
| 医療法人財団ヘリオス会       | ヘリオスクリニック            | 鴻巣市本町一―一―三 三階 | 医療法人財団ヘリオス会                                                                    | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導<br>介護予防訪問看護 | 平成二十年二月四日               |            |   |   |   |   |   |
| 埼玉医療生活協同組合羽生クリニック | 羽生市上岩瀬六六〇            | 埼玉医療生活協同組合    | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導<br>介護予防訪問看護<br>介護予防訪問リハビリテーション<br>介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年二月一日                                   |                         |            |   |   |   |   |   |

|                 |                             |                 |                                             |             |
|-----------------|-----------------------------|-----------------|---------------------------------------------|-------------|
| よしだ整形外科内科       | 北本市北本三―三四                   | 医療法人社団悠愛会       | 訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導                     | 平成二十年一月三十日  |
| 拾六間歯科クリニック      | 熊谷市拾六間一〇〇四                  | 小川 栄 治          | 介護予防訪問リハビリテーション<br>介護予防居宅療養管理指導<br>居宅療養管理指導 | 平成二十年一月十七日  |
| 本間 歯科 医院        | 深谷市稲荷町一―一五―一二               | 森 田 み ゆ き       | 介護予防居宅療養管理指導<br>居宅療養管理指導                    | 平成二十年二月六日   |
| ねむの木薬局          | 三郷市早稲田二―二―一八                | 有限会社合歡の木        | 介護予防居宅療養管理指導<br>居宅療養管理指導                    | 平成十九年十月一日   |
| 訪問看護ステーションねむの木  | 深谷市武蔵野三七九七―五                | 有限会社HOROWATA    | 訪問看護<br>介護予防訪問看護                            | 平成二十年一月七日   |
| N P O 法人ケアたつ    | 川口市南前川二―一―三六(asterisk)三三〇一号 | 特定非営利活動法人ケアたつ   | 介護予防訪問看護                                    | 平成二十年二月一日   |
| グループホームひだまりの家宮代 | 南埼玉郡宮代町須賀一二九五               | 有限会社 寿老会        | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護            | 平成二十年二月一日   |
| デイサービスひだまりの家    | 南埼玉郡宮代町須賀一三〇〇               | 有限会社 寿老会        | 通所介護                                        | 平成二十年二月一日   |
| ショートステイひだまりの家   | 南埼玉郡宮代町須賀一三〇〇               | 有限会社 寿老会        | 介護予防通所介護<br>短期入所生活介護                        | 平成二十年二月一日   |
| 居宅介護支援事業所ひだまりの家 | 南埼玉郡宮代町須賀一三〇〇               | 有限会社 寿老会        | 介護予防短期入所生活介護<br>居宅介護支援                      | 平成二十年二月一日   |
| 居宅介護支援事業所ハーモニー  | 越谷市下間久里五五〇―一                | 株式会社 響          | 居宅介護支援                                      | 平成二十年一月一日   |
| 株式会社さくらの街ケアセンター | 久喜市栗原三―一―一                  | 株式会社さくらの街ケアセンター | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                            | 平成十九年十月一日   |
| 特定非営利活動法人さんわ    | 北葛飾郡鷺宮町鷺宮二―七―一七             | 特定非営利活動法人さんわ    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                            | 平成二十年一月二十一日 |
| その介護センター        | 蕨市中央六―一四―一六                 | 株式会社その介護        | 居宅介護支援                                      | 平成二十年一月十一日  |
| その訪問介護センター      | 蕨市中央六―一四―一六                 | 株式会社その介護        | 訪問介護                                        | 平成二十年一月十一日  |
| ケアパートナー上尾       | 上尾市上五四七―二                   | ケアパートナー株式会社     | 介護予防訪問介護<br>通所介護                            | 平成二十年一月一日   |



|                 |              |               |                                |              |
|-----------------|--------------|---------------|--------------------------------|--------------|
| ケアパートナー吉川       | 吉川市道庭一―一二―一二 | ケアパートナー株式会社   | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 平成二十年 一月二十二日 |
| ビューマンライフケア鳩ヶ谷の宿 | 鳩ヶ谷市本町三―二四―八 | ビューマンリソシア株式会社 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成二十年 二月 一日  |
| 田賀 寮            | 富士見市渡戸二―七―四〇 | 有限会社 サーバント    | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護   | 平成二十年 一月 八日  |

埼玉県告示第二百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

| 名 称                | 変更事項       | 変 更 前                             | 変 更 後                               | サービスの種類                                         |
|--------------------|------------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 医療法人社団阿雅舎会 小手指整形外科 | 名 称<br>所在地 | 小手指整形外科<br>所沢市小手指町五―一六―六ドルチェ小手指二階 | 医療法人社団阿雅舎会小手指整形外科<br>所沢市小手指元町三―二―三二 | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 |
| 歯科・パールクリニック        | 名 称<br>所在地 | 歯科児玉クリニック<br>狭山市入間川一―三―七          | 歯科・パールクリニック<br>狭山市祇園一七―七水村ビル二F      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                        |
| 株式会社 コモライフ         | 所在地        | 川口市芝四―二六―一                        | 川口市芝下三―四五―一九                        | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                |
| トミオカ薬局 久保島店        | 所在地        | 熊谷市久保島一七三〇―三                      | 熊谷市久保島一七九二―五                        | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                        |
| し ら こ ば と          | 所在地        | 川口市芝四〇二―一―三                       | 川口市芝宮根町四―七                          | 訪問看護<br>居宅介護支援                                  |
| ゼロケア東みずほ台ステーション    | 所在地        | 富士見市東みずほ台三―一―三三JCビル一階             | 富士見市東みずほ台一―五―七ロイヤル二二〇三号             | 介護予防訪問看護<br>訪問介護                                |
| あ お い              | 所在地        | 草加市弁天一―二六―五〇                      | 草加市弁天一―二八―九                         | 介護予防訪問介護<br>訪問介護                                |

|                                   |                      |           |                              |                            |
|-----------------------------------|----------------------|-----------|------------------------------|----------------------------|
| こまがわ介護支援センター 清雅園<br>ヘルパーステーションみさき | 所在地<br>日高市上鹿山三八―二    | 訪問介護すばる   | 日高市鹿山三九三―一一<br>ヘルパーステーションみさき | 居宅介護支援<br>介護予防訪問介護<br>訪問介護 |
| けあビジョン 桶川                         | 所在地<br>上尾市谷津二―一三七 三階 | けあビジョン上尾西 | けあビジョン桶川<br>上尾市井戸木二―二七―九     | 訪問介護<br>居宅介護支援<br>介護予防訪問介護 |
| 生活支援サービス ねこの手                     | 所在地<br>熊谷市広瀬三九〇―八    |           | 熊谷市上之二〇三三―二二                 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護           |

埼玉県告示第二百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

|             |                         |                              |              |       |
|-------------|-------------------------|------------------------------|--------------|-------|
| 杉戸ケアセンターそよ風 | 所在地<br>北葛飾郡杉戸町下高野二八二八―一 | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 平成十九年 九月二十一日 | 休止年月日 |
| ふぁみりーケアサービス | 所在地<br>所沢市小手指町二―一三―四 二階 | 居宅介護支援                       | 平成二十年 一月 一日  |       |

埼玉県告示第二百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり再開の届出があった。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

|                 |                    |                            |             |       |
|-----------------|--------------------|----------------------------|-------------|-------|
| ひまわりの里居宅介護支援事業所 | 所在地<br>深谷市瀬山六三二    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護<br>居宅介護支援 | 平成二十年 二月 一日 | 再開年月日 |
|                 | 所在地<br>本庄市北堀一四七―一五 |                            | 平成十九年十二月 一日 |       |



埼玉県告示第二百六十四号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。  
 平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名 称                       | 所 在 地                   | サービスの種類                    | 廃 止 年 月 日    |
|---------------------------|-------------------------|----------------------------|--------------|
| 小児 歯科 本間 医院               | 深谷市稲荷町一―一五―一二           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導   | 平成十九年 二月二十八日 |
| 弁 財 薬 局                   | 朝霞市西弁財一―一〇―一九           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導   | 平成十九年十二月三十一日 |
| 北 野 薬 局                   | 所沢市小手指町五―一六―六ドルチェ小手指一〇二 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導   | 平成十九年十二月 一日  |
| エ ー ビ ー シ ー 薬 局           | 富士見市鶴馬三四六九              | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導   | 平成十九年十二月三十一日 |
| 天 草 薬 局                   | 鶴ヶ島市鶴ヶ丘三―四              | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導   | 平成十九年十二月三十一日 |
| 株式会社福祉の街 久喜営業所            | 久喜市本町三―八―三三             | 訪問介護<br>居宅介護支援<br>介護予防訪問介護 | 平成十九年十二月三十一日 |
| 株式会社福祉の街 上尾営業所            | 上尾市日の出三―九―一 F           | 訪問介護<br>介護予防訪問介護           | 平成二十年 一月三十一日 |
| 訪問看護ステーション ねむの木           | 深谷市武蔵野三七九七―五            | 訪問看護<br>居宅介護支援             | 平成十九年十二月三十一日 |
| アースサポート株式会社 川口在宅サービスセンター  | 川口市幸町二―一四―二七            | 介護予防訪問看護<br>居宅介護支援         | 平成二十年 一月 十日  |
| あ さ ひ 薬 局                 | 所沢市南住吉一三一―四             | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導   | 平成十九年十二月三十一日 |
| 株式会社ポイント 居宅介護支援事業所ステップアップ | 行田市下忍一〇八九―一             | 居宅介護支援                     | 平成二十年 一月三十一日 |
| 東 所 沢 ク ロ ー バ 薬 局         | 所沢市牛沼七七三―八              | 居宅療養管理指導                   | 平成二十年 一月三十一日 |

ハッピー松原団地・ヘルパーステーション

草加市栄町三一一一九誠友第二ビル2F A

介護予防居宅療養管理指導  
訪問介護  
介護予防訪問介護

平成二十年 一月三十一日

埼玉県告示第二百六十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十

九号)第一条の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 医師の氏名     | 指定障害区分                                 | 診療科名  | 医療機関の名称                    | 医療機関の所在地         | 指 定 年 月 日    |
|-----------|----------------------------------------|-------|----------------------------|------------------|--------------|
| 樺 沢 昌 昌   | 視 覚 障 害                                | 眼 科   | 埼玉医科大学病院                   | 入間郡毛呂山町毛呂本郷三八    | 平成十九年十二月二十五日 |
| 岡 本 洋 幸   | 視 覚 障 害                                | 眼 科   | 獨協医科大学越谷病院                 | 越谷市南越谷二一一五〇      | 同            |
| 西 本 圭 之 輔 | 視 覚 障 害                                | 眼 科   | 西本眼科医院                     | 南埼玉郡宮代町百間五一一一六   | 同            |
| 平 澤 知 之   | 視 覚 障 害                                | 眼 科   | 獨協医科大学越谷病院                 | 越谷市南越谷二一一五〇      | 同            |
| 片 桐 仁 一   | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、<br>そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 医療法人社団協友会 八潮中央総合病院         | 八潮市緑町一四一三        | 同            |
| 粉 川 隆 行   | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、<br>そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 粉川医院                       | 久喜市本町二二二三        | 同            |
| 石 田 孝     | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、<br>そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院 | 北葛飾郡栗橋町小右衛門七一四一六 | 同            |
| 栗 田 昭 宏   | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、<br>そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 防衛医科大学校病院                  | 所沢市並木三一一         | 同            |
| 龍 見 京 良   | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、<br>そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 春日部市立病院                    | 春日部市中央七二一一       | 同            |
| 堤 剛       | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、<br>そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 獨協医科大学越谷病院                 | 越谷市南越谷二一一五〇      | 同            |

平成二十年二月二十九日



遠藤利孝 肢体不自由・音声・言語機能障害 脳神経外科 遠藤脳神経外科クリニック 狭山市水野八二四―一 平成二十年一月十日

埼玉県告示第百六十六号

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

| 医師の氏名 | 指定障害区分                             | 変更事項                               | 変更前                                | 変更後                           | 変更年月日      |
|-------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|------------|
| 坂田憲史  | 呼吸器機能障害                            | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | ボッシュ健康保険組合診療所<br>東松山市箭弓町二―五―五 | 平成十六年七月十二日 |
| 小川明   | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、そしゃく機能障害 | 竹田耳鼻咽喉科気管食道科医院<br>入間市野田四三五―一       | 竹田耳鼻咽喉科気管食道科医院<br>入間市野田四三五―一       | 小川耳鼻咽喉科気管食道科医院<br>入間市野田四三五―一  | 平成十七年一月五日  |
| 安岡晴海  | 肢体不自由                              | 医療法人社団寛成会 白鷺整形外科<br>南埼玉郡菖蒲町菖蒲四〇三一  | 医療法人社団 宮嶋整形外科<br>南埼玉郡菖蒲町菖蒲四〇三一     | 医療法人社団 秀和総合病院<br>幸手市中四―一四―四一  | 平成十八年十月一日  |
| 新井哲彦  | 肢体不自由                              | 新井内科<br>所沢市緑町二―七―二                 | 新井内科<br>所沢市緑町二―七―二                 | 所沢市けやき台一―一六―五                 | 平成十八年十月十一日 |
| 卯木次郎  | 肢体不自由                              | 埼玉県立がんセンター<br>北足立郡伊奈町小室八一八         | 埼玉県立がんセンター<br>北足立郡伊奈町小室八一八         | 関東脳神経外科病院<br>熊谷市代一―二〇         | 平成十九年四月一日  |
| 棚橋紀夫  | 肢体不自由                              | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | 埼玉医科大学国際医療センター<br>日高市山根一三九七―一 | 平成十九年四月一日  |
| 村上三郎  | ぼうこう又は直腸機能障害                       | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | 原田病院<br>入間市豊岡一―一三―三           | 平成十九年四月一日  |
| 竹田明彦  | 小腸機能障害                             | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | 埼玉医科大学病院<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三八          | 埼玉医科大学国際医療センター<br>日高市山根一三九七―一 | 平成十九年四月一日  |
| 安田耕作  | 腎臓機能障害、<br>ぼうこう又は直腸機能障害            | 獨協医科大学越谷病院<br>越谷市南越谷二―一―五〇         | 獨協医科大学越谷病院<br>越谷市南越谷二―一―五〇         | 越谷市南越谷一―一―九                   | 平成十九年四月一日  |
| 武田英孝  | 肢体不自由、音声・言語機能障害                    | 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院<br>和光市諏訪二―一      | 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院<br>和光市諏訪二―一      | 埼玉医科大学国際医療センター<br>日高市山根一三九七―一 | 平成十九年四月一日  |
| 雄鹿大地  | 視覚障害                               | 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院<br>上尾市柏座一―一〇―一〇 | 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院<br>上尾市柏座一―一〇―一〇 | 医療法人社団彩優会 秋谷病院<br>幸手市中四―一四―四一 | 平成十九年五月一日  |
| 大串元一  | 視覚障害                               | 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院<br>上尾市柏座一―一〇―一〇 | 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院<br>上尾市柏座一―一〇―一〇 | 医療法人社団彩優会 秋谷病院<br>幸手市中四―一四―四一 | 平成十九年五月一日  |
| 宍戸恒郎  | 肢体不自由                              | 医療機関名<br>草加市立病院                    | 医療機関名<br>草加市立病院                    | 医療法人秀和会 秀和総合病院                | 平成十九年六月一日  |

|              |               |              |              |              |              |                |              |              |              |              |              |              |              |              |              |              |
|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 吉原秀樹         | 服部俊弘          | 木下淳          | 河野宏          | 小山雄二         | 齋藤圭子         | 石井栄            | 相良哲郎         | 松崎正一         | 小瀧周平         | 永井明彦         | 藤井基晴         | 富田哲也         | 久我芳昭         | 渡辺健          | 賛田茂雄         |              |
| 肢体不自由        | ぼうこう又は直腸機能障害  | ぼうこう又は直腸機能障害 | 肢体不自由        | 心臓機能障害       | 呼吸器機能障害      | 心臓機能障害、じん臓機能障害 | 肢体不自由        | 呼吸器機能障害      | じん臓機能障害      | 肢体不自由        | 肢体不自由        | じん臓機能障害      | 肢体不自由        | 心臓機能障害、肢体不自由 | 心臓機能障害       |              |
| 所在地          | 所在地           | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地            | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地          | 所在地          |              |
| 草加市草加二―二二―一  | 深谷市上柴町西五―八―一  | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇   | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 | 川口市江戸袋一―四―二〇 |
| 春日部市谷原新田一二〇〇 | 本庄市児玉町長沖二六五―一 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六   | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 | 川口市江戸三―三五―四六 |
| 平成十九年七月十九日   | 平成十九年八月一日     | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日      | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    | 平成十九年八月一日    |

|       |                      |     |                   |                      |            |
|-------|----------------------|-----|-------------------|----------------------|------------|
| 上坂真司  | 肢体不自由                | 所在地 | 入間郡三芳町藤久保二六六一     | 入間郡三芳町藤久保二六六一        | 平成十九年十一月一日 |
| 嶋田幸恵  | 肢体不自由                | 所在地 | 医療法人社団明芳会 三芳厚生病院  | 医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院  | 平成十九年十一月一日 |
| 長谷川正治 | ぼうこう又は直腸機能障害         | 所在地 | 入間郡三芳町藤久保二六六一     | 入間郡三芳町藤久保二六六一        | 平成十九年十一月一日 |
| 石田規雄  | ぼうこう又は直腸機能障害         | 所在地 | 医療法人社団明芳会 三芳厚生病院  | 医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院  | 平成十九年十一月一日 |
| 高月健太郎 | じん臓機能障害              | 所在地 | 入間郡三芳町藤久保二六六一     | 入間郡三芳町藤久保二六六一        | 平成十九年十一月一日 |
| 雨宮裕   | ぼうこう又は直腸機能障害、じん臓機能障害 | 所在地 | 医療法人社団明芳会 三芳厚生病院  | 医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院  | 平成十九年十一月一日 |
| 松本千美  | 視覚障害                 | 所在地 | 入間郡三芳町藤久保二六六一     | 入間郡三芳町藤久保二六六一        | 平成十九年十一月一日 |
| 鈴木郁子  | 聴覚障害                 | 所在地 | 入間郡三芳町藤久保二六六一     | 入間郡三芳町藤久保二六六一        | 平成十九年十一月一日 |
| 高野徹   | 心臓機能障害               | 所在地 | 越谷北病院             | 春日部市上蛭田六四九 ウエルシア二階   | 平成十九年十一月一日 |
| 吉住豊   | ぼうこう又は直腸機能障害         | 所在地 | 越谷市千間台西二一四一六      | 埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院 | 平成十九年十一月一日 |
| 小林裕史  | 肢体不自由                | 所在地 | 防衛医科大学校病院         | 幸手市東四一四一二四           | 平成十九年十一月一日 |
| 大場富哉  | 心臓機能障害               | 所在地 | 所沢市並木三一二          | 入間市小谷田一二五八一          | 平成十九年十一月一日 |
| 木村伸   | 肢体不自由                | 所在地 | 医療法人社団泰史会 小林クリニック | 医療法人社団泰史会 小林クリニック    | 平成十九年十一月一日 |
| 森田博之  | 肢体不自由                | 所在地 | 本庄市朝日町二九九七一       | 本庄市朝日町二一五七八          | 平成二十年一月九日  |
|       |                      | 所在地 | 川口市立医療センター        | おおばクリニック             |            |
|       |                      | 所在地 | 川口市西新井宿一八〇        | 越谷市北越谷二一三二一          |            |
|       |                      | 所在地 | 木村クリニック           | 医療法人社団信悠会 木村クリニック    |            |
|       |                      | 所在地 | 北足立郡伊奈町大字小室一〇〇五一  | 北足立郡伊奈町大字小室一〇〇五一     |            |
|       |                      | 所在地 | 医療法人積仁会 旭ヶ丘病院     | 森田整形外科クリニック          |            |
|       |                      | 所在地 | 日高市大字森戸新田九九一      | 本庄市小島一一一四            |            |

埼玉県告示第二百六十七号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。  
平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 医療機関の名称

所在地

辞退年月日

|       |                                    |                            |                    |             |
|-------|------------------------------------|----------------------------|--------------------|-------------|
| 濱島吉男  | 呼吸器機能障害                            | 獨協医科大学越谷病院                 | 越谷市南越谷二一五〇         | 平成十八年一月十日   |
| 栗原泉   | 視覚障害                               | 草加市立病院                     | 草加市草加二二二一          | 平成十八年三月三十一日 |
| 菅根美夫  | 肢体不自由                              | 介護老人保健施設 一心館               | 北足立郡伊奈町大字小室八一三     | 平成十八年三月三十一日 |
| 野原裕   | 肢体不自由                              | 獨協医科大学越谷病院                 | 越谷市南越谷二一一五〇        | 平成十八年四月一日   |
| 上川哲平  | 肢体不自由                              | 埼玉医科大学病院                   | 入間郡毛呂山町毛呂本郷三八      | 平成十九年一月一日   |
| 二川憲昭  | ぼうこう又は直腸機能障害                       | 医療法人壮幸会 行田総合病院             | 行田市持田三七六           | 平成十九年三月三十一日 |
| 小林一義  | 肢体不自由                              | とだ小林医院                     | 戸田市喜沢一二七一一〇        | 平成十九年五月十八日  |
| 松尾孝俊  | じん臓機能障害                            | 医療法人秀和会 秀和総合病院             | 春日部市谷原新田一二〇〇       | 平成十九年五月三十一日 |
| 田部浩生  | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、そしゃく機能障害 | 医療法人壮幸会 行田総合病院             | 行田市持田三七六           | 平成十九年七月二十七日 |
| 黒田浩司  | 肢体不自由                              | 埼玉県立がんセンター                 | 北足立郡伊奈町小室八一八       | 平成十九年八月三十一日 |
| 柴田晃一  | 肢体不自由                              | 埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院       | 幸手市東四一四一二四         | 平成十九年九月一日   |
| 大澤崇   | ぼうこう又は直腸機能障害                       | 東松山市立市民病院                  | 東松山市大字松山二二九九二      | 平成十九年九月二十六日 |
| 西村隆   | 心臓機能障害                             | 埼玉医科大学国際医療センター             | 日高市山根一三九七一         | 平成十九年九月三十日  |
| 屋宜友子  | 視覚障害                               | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院 | 北葛飾郡栗橋町大字小右衛門七一四一六 | 平成十九年九月三十日  |
| 栗原怜   | じん臓機能障害                            | 医療法人慶寿会 春日部内科クリニック         | 春日部市備後東一二二一三二二     | 平成十九年十月一日   |
| 横山勝   | ぼうこう又は直腸機能障害                       | 埼玉よりい病院                    | 大里郡寄居町用土三九五        | 平成十九年十月一日   |
| 奈良林修  | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、そしゃく機能障害 | 越谷市立病院                     | 越谷市東越谷一〇一四七一       | 平成十九年十月一日   |
| 粉川隆一  | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、そしゃく機能障害 | 医療法人 粉川医院                  | 久喜市本町二二二一三         | 平成十九年十月十七日  |
| 赤嶺和紀  | 呼吸器機能障害                            | 医療法人俊仁会 秩父第一病院             | 秩父市中村町二一八一一四       | 平成十九年十月十九日  |
| 中川敏之  | 肢体不自由、呼吸器機能障害                      | 医療法人俊仁会 秩父第一病院             | 秩父市中村町二一八一一四       | 平成十九年十月十九日  |
| 清澤兼久  | 視覚障害                               | 清澤眼科医院                     | 草加市高砂一一八一一八        | 平成十九年十月三十一日 |
| 西本和夫  | 視覚障害                               | 医療法人黒龍江会 西本眼科医院            | 南埼玉郡宮代町百間五一一一六     | 平成十九年十一月八日  |
| 菊地真理子 | 視覚障害                               | 武南病院附属クリニック                | 川口市東本郷一四三二二        | 平成十九年十一月十二日 |
| 佐藤雅彦  | じん臓機能障害                            | 川口市立医療センター                 | 川口市西新井宿一八〇         | 平成十九年十二月一日  |
| 渡邊哲   | ぼうこう又は直腸機能障害                       | 医療法人積仁会 旭ヶ丘病院              | 日高市大字森戸新田九九一一      | 平成十九年十二月一日  |

小腸機能障害  
時松 秀治 肢体不自由 医療法人積仁会 旭ヶ丘病院

日高市大字森戸新田九九一 平成十九年十二月 一日

埼玉県告示第二百六十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月二十九日

埼玉監事 田 繁 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

休日及び夜間における県民等からの連絡通報受理業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

受託者の設置する任意の場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の各等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成19年12月31日以前の過去5年間に官公庁において、休日及び夜間における庁舎等の施設の警備業務又は県民等からの連絡通報受理業務を継続的に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部保健医療政策課政策企画担当 森 輝吉、老沼 美香保 電話048-830-3230(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県庁職員会館202会議室  
イ 日時  
平成20年3月13日(木) 午前10時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県庁職員会館音楽室A(職員会館4階)  
イ 日時  
平成20年3月25日(火) 午後2時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規



則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月18日(火)までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム川島インター店

川島町大字上伊草字五反田百九十一番地一外

カインズスーパーモール川島(専門店棟)

川島町大字上伊草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地一外

ベイシアフードセンター川島インター店

川島町大字上伊草字天神千七百七十五番地一外

ベイシア電器川島インター店

川島町大字上伊草字天神千八十番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 共用駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、六六一台

(変更後) 共用駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、一〇〇台

ハ 変更年月日

平成二十年十月十六日

ニ 届出年月日

平成二十年二月十五日

三 縦覧期間

平成二十年二月二十九日から平成二十年六月三十日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月二十九日から平成二十年六月三十日まで  
意見書提出先  
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百七十号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、羽生農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

羽生農業振興地域

一 追加する区域

羽生市のうち、次の区域

大字北萩島字高橋八九三番一、八九三番二、八九三番四、八九四番、八九五番一、八九五番二、八九六番一、八九九番一、九〇〇番一、九〇〇番二、九〇一番一、九〇一番二及び九〇二番の土地の区域

二 削除する区域  
なし

埼玉県告示第二百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山田土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

| 職名 | 氏名   | 住所            |
|----|------|---------------|
| 理事 | 小高孝彦 | 比企郡滑川町大字山田五九四 |
| 同  | 江森俊雄 | 同 同 三二六       |
| 同  | 岩田善力 | 同 同 四五八       |
| 同  | 服部弘  | 同 同 三七五       |
| 同  | 賛田守男 | 同 同 一二五四      |
| 同  | 関口清春 | 同 同 九七二       |
| 同  | 賛田仁一 | 同 同 九三七       |
| 同  | 賛田勝正 | 同 同 一一四一      |

埼玉県告示第二百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、比企郡滑川町内田雄三ほか十九人からの申請に係る次の土地改良区の設立を平成二十年二月二十二日認可した。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

羽尾表前土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡滑川町

三 地区の所在地

比企郡滑川町

|   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 同 | 賛田静男  | 比企郡滑川町大字山田一四六七 |
| 同 | 服部芳男  | 同 同 一六七七       |
| 同 | 内田孝義  | 同 同 一七一〇       |
| 同 | 服部清一  | 同 同 一六九一       |
| 同 | 鈴木義友  | 同 同 二二九七       |
| 同 | 鈴木和市  | 同 同 二二〇七       |
| 同 | 杉田米三  | 同 同 二五一八       |
| 同 | 野澤忠二郎 | 同 同 二四六六一      |
| 同 | 村田重良  | 東松山市野田四七一九     |
| 同 | 村田光好  | 同 同 一五八        |
| 同 | 中島清壽  | 同 同 大谷八八九      |
| 同 | 井田榮   | 同 同 野田五三       |
| 同 | 賛田一男  | 比企郡滑川町大字山田九一三  |
| 同 | 山口鹿二  | 同 同 二三四九       |
| 同 | 山科益雄  | 東松山市東平八二八      |

埼玉県告示第二百七十三号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業地域

久喜市吉羽及び青毛の各一部

四 作業期間

平成二十年二月二十五日から平成二十年三月十四日まで

埼玉県告示第二百七十四号

測量計画機関の長である独立行政法人水資源機構武蔵水路改築調査所長青木美樹から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構武蔵水路改築調査所

二 作業種類

公共測量(二級基準点測量及び二級水準測量)

三 作業地域

行田市須加、荒木、小見、若小玉、富士見町、長野、佐間、堤根、樋上、野、桜町及び前谷の各一部  
鴻巣市川面、中井、赤見台、箕田、糠田、袋、小谷及び前砂の各一部  
比企郡吉見町今泉の一部

四 作業期間

平成二十年二月十八日から平成二十年三月二十二日まで

埼玉県告示第二百七十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―五四―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

幸手市大字木立字西田一三六一―四、一三六三一―、一三六三二―、一

三六四―一、一三六五―一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三二七・一立方メートル

埼玉県告示第二百七十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による川口市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業についての換地処分があったので、公告する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第二百七十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

青木 猛 鷲宮町大字西大輪三二五番地四

青木 信昌 同 九五八番地

青木 正隆 同 九五七番地

飯島 富夫 同 外野一一八番地

飯島 英夫 同 西大輪一六七番地二

角田 義治 同 一七八七番地

小泉 幸雄 同 三〇〇番地一

小森谷 彰 同 一九一八番地

|       |        |                                               |
|-------|--------|-----------------------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                           |
| 一般国道  | 二百五十四号 | 本庄市児玉町八幡山字鍛冶町一九四番一地从先から同市児玉町八幡山字長浜町二二六番一地从先まで |

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第二百七十五号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十年二月二十九日

就任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

小森谷 浩一 鷺宮町大字西大輪九〇六番地  
 佐々 研治 同 同 一五五九番地  
 白石 繁福 同 同 一五五一番地  
 白石 繁福 同 同 一五五一番地  
 白石 昌之 同 同 八六八番地  
 島野 淳吉 同 同 四〇三番地  
 菅谷 昇 同 同 一五三一番地  
 菅谷 正 同 同 一五三三番地  
 田口 正夫 同 同 東大輪二〇七五番地  
 中島 安藏 同 同 西大輪二四九番地一  
 本田 和範 同 同 外野三九番地七

青木 猛 鷺宮町大字西大輪三一五番地四  
 青木 信昌 同 同 九五八番地  
 青木 正隆 同 同 九五七番地  
 飯島 富夫 同 同 外野一一八番地  
 飯島 英夫 同 同 西大輪一六七三番地二  
 角田 義治 同 同 一七八七番地  
 小泉 幸雄 同 同 三〇〇番地一  
 小森谷 彰 同 同 一九一八番地  
 小森谷 浩一 同 同 九〇六番地  
 佐々 研治 同 同 一五五九番地  
 白石 繁福 同 同 一五五一番地  
 白石 繁福 同 同 八六三番地一  
 白石 昌之 同 同 八六八番地  
 島野 淳吉 同 同 四〇三番地  
 菅谷 昇 同 同 一五三一番地  
 菅谷 正 同 同 一五三三番地  
 田口 正夫 同 同 東大輪二〇七五番地  
 中島 安藏 同 同 西大輪二四九番地一

野上 和夫 鷺宮町中央一丁目二番一三号  
 本田 和範 鷺宮町大字外野三九番地七

埼玉県告示第二百七十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により  
 桶川市坂田東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたので、  
 次のとおり公告する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

石井 昌之 桶川市大字坂田六五七番地の三  
 大沢 義男 同 同 小針領家一四八番地  
 岡地 審一 同 同 坂田七五八番地  
 加藤 勝治 同 同 三六四番地  
 加藤 照司 同 同 五九四番地  
 加藤 俊男 同 同 三八五番地  
 加藤 富雄 同 同 四四五番地の二  
 加藤 寛男 同 同 三五二番地  
 齋藤 稔 同 同 小針領家一二五番地の一  
 篠崎 俊郎 同 同 坂田四九九番地  
 野本 泰男 同 同 四六〇番地の一

就任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

浅岡 淳三 桶川市大字坂田三九八番地の一  
 石井 昌之 同 同 六五七番地の三  
 大澤 信幸 同 同 三三三番地の三  
 大沢 義男 同 同 小針領家一四八番地  
 岡地 審一 同 同 坂田七五八番地  
 加藤 勝治 同 同 三六四番地

加藤 隆信 桶川市大字坂田三六一番地  
 加藤 俊男 同 同 三八五番地  
 加藤 彦次 同 同 六六六番地の二  
 加藤 寛男 同 同 三五二番地  
 齋藤 稔 同 同 小針領家一二五番地の一  
 篠崎 俊郎 同 同 坂田四九九番地  
 進藤 功 同 同 四一九番地の二  
 新島 一夫 同 同 四二二番地  
 野本 泰男 同 同 四六〇番地の一

埼玉県告示第二百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

指令杉整第一九〇一一五〇号

埼玉県告示第二百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十一月十五日

指令飯整第一九〇〇四一〇号

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
 境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日  
 埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島 直彦  
 一 道路の種類 県道  
 二 路線名 さいたま草加線  
 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                          | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考                |
|-----|--------------------------------------------|---|-----------------|--------------|-------------------|
| 旧   | 鳩ヶ谷市大字里字深町一六三二番地先から<br>鳩ヶ谷市大字里字深町一六三三番地先まで |   | 三十・五<br>三十二・〇   | 二十五・一五       |                   |
| 新   |                                            |   | 三十・五<br>三十三・五   |              | 都市計画法第四十条第一項による帰属 |

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

| 路線名     | 供用開始の区間                                | 供用開始の期日     | 備考           |
|---------|----------------------------------------|-------------|--------------|
| さいたま草加線 | 鳩ヶ谷市大字里字深町一六三一番地先から鳩ヶ谷市大字里字深町一六三二番地先まで | 平成二十年二月二十九日 | 延長二十五・一五メートル |

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年十月二十二日

指令飯整第一九〇〇三二〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月二十二日

飯整第一九〇〇六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字下川原字船原下

九五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字旭台三四番地九

相澤 哲生

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環

平成二十年二月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                                | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考           |
|-----|--------------------------------------------------|---|-----------------|--------------|--------------|
| 旧   | 比企郡川島町大字上八ッ林字新田前町一三四番一地先から同郡同町大字上八ッ林字西町三〇七番一地先まで |   | 九・五〇            | 三〇七・七一       | 交通安全対策事業による。 |
| 新   |                                                  |   | 九・五〇            |              |              |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

| 旧新別 | 区                                                     | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備<br>考                                 |
|-----|-------------------------------------------------------|---|-----------------|--------------|----------------------------------------|
| 新   | 比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字牛谷前六五八番一地从先から<br>同郡同町大字山ヶ谷戸字諏訪一一一番一地从先まで |   | 七・六〇            | 二二二・七〇       | 接続する県道日高川島線との交差点改良工事による道路<br>区域の変更である。 |
| 旧   |                                                       |   | 一三・二〇           |              |                                        |
|     |                                                       |   | 〽九・七〇           |              |                                        |
|     |                                                       |   | 〽一九・〇〇          |              |                                        |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

| 旧新別 | 区                                                    | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備<br>考                                 |
|-----|------------------------------------------------------|---|-----------------|--------------|----------------------------------------|
| 新   | 比企郡川島町大字山ヶ谷戸字諏訪一四四番四地从先から<br>同郡同町大字山ヶ谷戸字諏訪一四三番六地从先まで |   | 七・八〇            | 四一・六〇        | 接続する県道川越栗橋線との交差点改良工事による道<br>路区域の変更である。 |
| 旧   |                                                      |   | 一三・二〇           |              |                                        |
|     |                                                      |   | 〽一六・〇〇          |              |                                        |
|     |                                                      |   | 〽二二・三〇          |              |                                        |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十九日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
谷口建一  
一 許可番号  
平成十九年十二月二十一日  
第一九〇一一八〇号

二 検査済証番号  
平成二十年二月二十一日  
第一九〇一六四号  
三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡滑川町大字中尾字谷一一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東松山市日吉町三一五二 ピュア・セゾン二〇二号室  
北堀 悟

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

| 路線名  | 供用開始の区間                                         | 供用開始の期日             | 備考                                                      |
|------|-------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------|
| 薄小森線 | 秩父郡小鹿野町両神小森字中尾五二六七番一地从先から同郡同町両神小森字穴倉五二六四番一地从先まで | 平成二十年二月二十九日<br>午後五時 | 平成十九年十月九日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十八号で告示した区域の供用である。延長一〇五・〇〇メートル |

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成二十年二月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 並木孝之

一 道路の種類 県道  
二 路線名 加須北川辺線  
三 道路の区域

| 旧新別 | 区間                                          | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考        |
|-----|---------------------------------------------|-------------|----------|-----------|
| 旧   | 北埼玉郡北川辺町大字柳生字新田二二三六番二地先から同町大字柳生字新田二一七番一地先まで | 九・二〇        | 九・六〇     | 道路改築工事による |
| 新   |                                             | 九・六〇        | 一一・五九    |           |



埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

|             |        |                                 |                                                |         |             |        |                                  |
|-------------|--------|---------------------------------|------------------------------------------------|---------|-------------|--------|----------------------------------|
| 路<br>線<br>名 | 加須北川辺線 | 供<br>用<br>開<br>始<br>の<br>区<br>間 | 北埼玉郡北川辺町大字柳生字新田三三九番二地先から<br>同町大字柳生字新田二二七番一地先まで | 供用開始の期日 | 平成二十年二月二十九日 | 備<br>考 | 延長三四七・〇〇メートル(ただし、関係図面に表示する部分に限る) |
|-------------|--------|---------------------------------|------------------------------------------------|---------|-------------|--------|----------------------------------|

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

|             |                          |       |                                             |                              |           |
|-------------|--------------------------|-------|---------------------------------------------|------------------------------|-----------|
| 旧<br>新<br>別 | 旧                        | 新     | 敷<br>地<br>の<br>幅<br>員<br>(メ<br>ー<br>ト<br>ル) | 延<br>長<br>(メ<br>ー<br>ト<br>ル) | 備<br>考    |
| 区<br>間      | 北埼玉郡北川辺町大字向古河字越中一九二〇番一地先 | 一三・〇〇 | 一〇・〇〇                                       | 三八・〇〇                        | 道路改築工事による |

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

| 路線名    | 供用開始の区間                                        | 供用開始の期日     | 備考                               |
|--------|------------------------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 加須北川辺線 | 北埼玉郡北川辺町大字向古河字越中一九二〇番一地先から同町大字向古河字越中一九二二番二地先まで | 平成二十年二月二十九日 | 延長一六五・四〇メートル(ただし、関係図面に表示する部分に限る) |

埼玉県選管告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県環境保全支部の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十年一月十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。  
平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ 段 行  
三十五 上 十七行目の次に次の一行を加える。

a 個人からの寄附 十八 2,000,000円

誤 a 法人その他の団体からの寄附 7,960,000円

正 a 法人その他の団体からの寄附 5,960,000円

二十行目の次に次の三行を加える。

ア 個人からの寄附 (金額) (住所)  
(寄附者の名称) (金 額) (住 所)  
志賀 教夫 2,000,000円 三郷市 三十一

誤 ア 法人その他の団体からの寄附 二十一

正 イ 法人その他の団体からの寄附 二十三

誤 有限会社アーク 460,000円 東京都大田区

正 有限会社アーク 3,960,000円 東京都大田区

二十五行目を削除する。

二十六行目を削除する。

埼玉県選管告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された岸しようじ後援会の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十年一月十六日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。  
平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ 段 行  
三百二十九 下 二十一

誤 (1) 収入総額 250,000円

正 (1) 収入総額 250,000円

二十三

誤 イ 本年収入額 0円

正 イ 本年収入額 250,000円

二十四

誤 (2) 支出総額 0円

正 (2) 支出総額 76,650円

二十四行目の次に次の十四行を加える。

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

埼玉県選管告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、  
次の政治団体から設立の届出があった。  
(平成20年1月1日~1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 政治団体の名称                       | 代表者の氏名    | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地                 | 届出年月日       |
|-------------------------------|-----------|-----------|----------------------------|-------------|
| 上尾 未 来 の 会                    | 黒須 勇      | 近藤 昭雄     | 上尾市上尾村九二九                  | 平成二十年一月七日   |
| 新井 康 夫 後 援 会                  | 渡辺 五十二    | 新井 和子     | 秩父郡皆野町皆野二四二                | 平成二十年一月二十一日 |
| 石川 良 三 連 合 後 援 会              | 石川 良三     | 大橋 房子     | 春日部市備後西四一五一三七              | 平成二十年一月二十一日 |
| 黒 沢 文 作 後 援 会                 | 倉 林 聰 治   | 黒 沢 信 子   | 秩父郡皆野町野卷一五四                | 平成二十年一月十六日  |
| 埼玉県知事上田きよし後援会<br>高浦清友会<br>理事会 | 中 山 登 司 男 | 吉 田 耕     | 南埼玉郡菖蒲町菖蒲四三七               | 平成二十年一月十六日  |
| さ く ま 孝 光 後 援 会               | 関 根 正 治   | 飯 島 辰 雄   | 比企郡嵐山町菅谷一四三二四              | 平成二十年一月四日   |
| 塩 田 か ず ひ さ 後 援 会             | 塩 田 和 久   | 山 口 里 菜   | 新座市東北一一三二五<br>フラワーソング二〇三   | 平成二十年一月二十八日 |
| 市 政 を か え よ う み ん な の 会       | 篠 塚 多 助   | 森 幸 一     | 上尾市本町一四一三一                 | 平成二十年一月十五日  |
| 庄 司 博 光 を 育 て る 会             | 岩 崎 裕 二   | 秋 場 清     | 南埼玉郡宮代町百間二一四一七             | 平成二十年一月四日   |
| 鈴 木 き よ し 後 援 会               | 大 木 善 男   | 鈴 木 澄 子   | 志木市本町二一四一三五                | 平成二十年一月七日   |
| ふ じ の 登 後 援 会                 | 藤 野 登     | 藤 野 京 子   | 坂戸市溝端町九一七二〇八               | 平成二十年一月二十九日 |
| 富士見明るい市政をすすめる市民の会             | 萩 原 武     | 高 橋 稀 美 代 | 富士見市山室二一三二二                | 平成二十年一月十五日  |
| 松 村 東 後 援 会                   | 萩 原 宏     | 松 村 秀 子   | 坂戸市仲町一〇                    | 平成二十年一月二十八日 |
| 三 島 や す ひ ろ を 応 援 す る 会       | 川 村 久 子   | 恒 川 勝     | 坂戸市鶴舞一三一一五                 | 平成二十年一月三十日  |
| 矢 部 松 男 後 援 会                 | 高 橋 勇 輝   | 川 田 芳 一   | 北足立郡伊奈町小室九六二七              | 平成二十年一月二十一日 |
| 山 岸 た つ の り 後 援 会             | 山 岸 辰 規   | 山 岸 辰 規   | 坂戸市関町三二一五<br>コンドミニアム坂戸九二二号 | 平成二十年一月十一日  |
| 吉 川 よ し ろ う 後 援 会             | 吉 川 義 郎   | 吉 川 美 都 子 | 志木市本町五一七二<br>志木ファイブハイツ四一七号 | 平成二十年一月四日   |
| 渡 辺 春 雄 後 援 会                 | 渡 辺 春 雄   | 真 庭 宏     | 坂戸市柳町一四一一                  | 平成二十年一月十日   |

| (ア) 寄 附     | (2) 支出の内訳 | さいたま市    |
|-------------|-----------|----------|
| 政治団体からの寄附   | 公明党埼玉県本部  | 250,000円 |
| 合 計         | ア 経 常 経 費 |          |
| 〔寄附の内訳〕     | イ 事 務 所 費 |          |
| ア 政治団体からの寄附 | 合 計       | 76,650円  |
| (寄附者の名称)    | (事務所の所在地) |          |
| (金額)        |           |          |

平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

埼玉県選挙告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、  
次の政治団体から異動の届出があった。  
(平成20年1月1日~1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称        | 異動事項       | 新               | 旧          | 届出年月日       |
|----------------|------------|-----------------|------------|-------------|
| 公明党川口総支部       | 会計責任者      | 関口京子            | 阿部ひろ子      | 平成二十年一月十六日  |
| 公明党戸田総支部       | 会計責任者      | 手塚静枝            | 松本徹        | 平成二十年一月十六日  |
| 新党日本埼玉県第一支部    | 主たる事務所の所在地 | 川越市中原町一四一       | 狭山市入間川二四二七 | 平成二十年一月八日   |
| 自由民主党埼玉県看護連盟支部 | 主たる事務所の所在地 | さいたま市中央区新中里三三三八 | 熊谷市月見町一三三  | 平成二十年一月二十九日 |

自由民主党埼玉県参議院選挙区第四支部  
会計責任者  
若林和夫  
宮原昇三  
平成二十年一月二十九日

自由民主党埼玉県ときわ会支部  
会計責任者  
小林忠繁  
栗原修  
平成二十年一月七日

(二) その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 異動事項       | 新               | 旧               | 届出年月日       |
|-------------|------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 青木一郎後援会平青会  | 会計責任者      | 青木照子            | 細川美紀            | 平成二十年一月四日   |
| 阿部かおる後援会    | 会計責任者      | 山崎嘉子            | 佐藤國久            | 平成二十年一月八日   |
| いづかやすよを育てる会 | 主たる事務所の所在地 | 草加市氷川町二七三一      | 草加市氷川町一三九一      | 平成二十年一月二十一日 |
| 伊藤みえこ後援会    | 会計責任者      | 伊藤正友            | 直井利雄            | 平成二十年一月七日   |
| 井上伸一後援会     | 主たる事務所の所在地 | さいたま市中央区円阿弥三二五九 | さいたま市中央区新中里五七一九 | 平成二十年一月十五日  |

パークスII二〇二

| 政治団体の名称    | 異動事項  | 新              | 旧              | 届出年月日       |
|------------|-------|----------------|----------------|-------------|
| 入間郡市歯科医師連盟 | 会計責任者 | 篠原廣美           | 栗山聡            | 平成二十年一月十日   |
| うら川和子後援会   | 会計責任者 | 津山貞明           | 出沼義次           | 平成二十年一月十五日  |
| おおかわら梅夫後援会 | 会計責任者 | 小袖行夫           | 小菅康行           | 平成二十年一月十日   |
| 大塚いさお後援会   | 代名    | 大塚勲            | 荒井国重           | 平成二十年一月二十一日 |
| 輝く志木を創る会   | 代名    | 輝く志木を創る会       | 輝く朝霞を創る会       | 平成二十年一月十七日  |
| くさかべ伸三後援会  | 代名    | 志木市幸町四六一二六一二〇二 | 朝霞市溝沼二一四一五一一〇六 | 平成二十年一月二十八日 |

|                       |     |            |                     |       |        |
|-----------------------|-----|------------|---------------------|-------|--------|
| 向 淳                   | 会   | 主たる事務所の所在地 | 所沢市神米金三五八―六 C―四〇四   | 平成二十年 | 一月二十五日 |
| 小林まつえ                 | 後援会 | 会 計 責 任 者  | 鳥海 一夫               | 平成二十年 | 一月二十八日 |
| 埼玉県市民ネットワーク           | 会   | 主たる事務所の所在地 | さいたま市南区鹿手袋一四―一五―一〇一 | 平成二十年 | 一月三十一日 |
| 埼玉県税理士政治連盟            | 会   | 主たる事務所の所在地 | さいたま市大宮区大成町一―二八九―二  | 平成二十年 | 一月十日   |
| さいたま市の安全・安心の街づくりを考える会 | 会   | 会 計 責 任 者  | 岡本 陽子               | 平成二十年 | 一月十七日  |
| 佐野ちかこ                 | 後援会 | 会 計 責 任 者  | 立川 節子               | 平成二十年 | 一月二十八日 |
| 篠原逸子                  | 後援会 | 会 計 責 任 者  | 藤井 正吉               | 平成二十年 | 一月十五日  |
| 清水しげお                 | 後援会 | 会 計 責 任 者  | 入田 みつえ              | 平成二十年 | 一月九日   |
| 税理士による上田清司後援会         | 会   | 主たる事務所の所在地 | さいたま市大宮区大成町一―二八九―二  | 平成二十年 | 一月十日   |

|                   |     |            |                   |       |        |
|-------------------|-----|------------|-------------------|-------|--------|
| 高橋じゅん子            | 後援会 | 会 計 責 任 者  | 直井 利雄             | 平成二十年 | 一月十六日  |
| 日本薬業政治連盟埼玉支部      | 会   | 会 計 責 任 者  | 岡田 誠              | 平成二十年 | 一月九日   |
| 浜本かおる             | 後援会 | 主たる事務所の所在地 | 志木市幸町四―六―二六―二〇二   | 平成二十年 | 一月十七日  |
| 東みち子              | 後援会 | 会 計 責 任 者  | 東 隆俊              | 平成二十年 | 一月二十八日 |
| 富士見明るい市政をすすめる市民の会 | 会   | 会 計 責 任 者  | 高橋 稀美代            | 平成二十年 | 一月十五日  |
| 本庄児玉郡歯科医師連盟       | 会   | 会 計 責 任 者  | 竹内 靖              | 平成二十年 | 一月三十一日 |
| みつた直之             | 後援会 | 主たる事務所の所在地 | 川口市峯八三―一七エルメゾン三〇三 | 平成二十年 | 一月四日   |
| 吉田たかやす            | 後援会 | 会 計 責 任 者  | 吉田 恵美             | 平成二十年 | 一月十六日  |

埼玉県選管告示第十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第二項及び第十七条第二項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成20年1月1日)〜1月31日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

井口すえ

平成十九年十二月十八日

平成二十年一月四日

石井きんご

平成十九年十二月三十一日

平成二十年一月二十五日

かえよう

平成十九年十二月三十日

平成二十年一月九日

川口・緑の党

平成十九年十二月三十一日

平成二十年一月十一日

川島みき

平成十九年十二月三十一日

平成二十年一月二十三日

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

木村ひろし 根っこ後援会  
 久保俊和 後援会  
 くりはら昭文 後援会  
 小室京一 後援会  
 さいたま地域福祉21懇話会  
 埼玉のみちづくりを促進する会  
 佐久間敬介 後援会  
 正友 友  
 女性党埼玉県大宮総支部  
 女性党埼玉県越総支部  
 女性党埼玉県支局  
 中武こういち 後援会  
 新島 一 友の会  
 新島 順 一 友の会  
 野村秀男 後援会  
 浜田マキ子 後援会  
 福島啓史郎 埼玉後援会  
 谷口はじむととも に歩む会  
 山下明二郎 後援会  
 吉沢みきお 後援会  
 別記二(平成20年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)  
 その他の政治団体

政治団体の名称  
 佐久間孝光 後援会  
 鈴木木きよし 後援会  
 富士見明るい市政をすすめる市民の会  
 松村東 後援会

別記三

政治団体の名称 井口すえお後援会

報告年月日 平成20年1月4日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

| 解散年月日        | 届出年月日       |
|--------------|-------------|
| 平成十九年十二月三十日  | 平成二十年一月七日   |
| 平成二十年一月四日    | 平成二十年一月四日   |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十二日 |
| 平成二十年一月二十九日  | 平成二十年一月三十日  |
| 平成二十年一月十八日   | 平成二十年一月十八日  |
| 平成二十年一月二十五日  | 平成二十年一月二十八日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十六日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十五日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十二日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十二日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十二日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十三日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十八日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十八日 |
| 平成十九年十二月二十五日 | 平成二十年一月二十三日 |
| 平成十九年十二月二十九日 | 平成二十年一月十五日  |
| 平成十九年十二月十日   | 平成二十年一月四日   |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月三十一日 |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十五日 |
| 平成十九年十二月三十日  | 平成二十年一月二十五日 |

| 解散年月日        | 届出年月日       |
|--------------|-------------|
| 平成十九年十二月二十日  | 平成二十年一月四日   |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月七日   |
| 平成十九年十二月二十日  | 平成二十年一月十五日  |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月二十八日 |

(1) 収入総額 166,468円

ア 前年繰越額 166,156円

イ 本年収入額 312円

(2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳  
 ア その他の収入  
 合計 312円

政治団体の名称 石井きんご助ます会  
 報告年月日 平成20年1月25日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 0円  
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 かせよう狭山・みんなの会  
 報告年月日 平成20年1月9日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 3,131,555円  
 ア 前年繰越額 0円  
 イ 本年収入額 3,131,555円

(2) 支出総額 3,131,555円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 寄附

    a 個人からの寄附 3,131,400円

    イ その他の収入 155円

合計 3,131,555円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

    (寄付者の氏名)

    (金額)

    (寄付者の住所)

    谷 澤 承 子 390,000円 狭山市  
     鶴 見 博 500,000円 狭山市  
     安 藤 敏 子 300,000円 狭山市

飯 島 邦 男 300,000円 狭山市  
 武 井 育 夫 500,000円 狭山市  
 佐々木 長 500,000円 狭山市  
 栗 原 忠 治 100,000円 狭山市  
 その他の寄附 541,400円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

    イ 人件費 305,600円

    ロ 備品・消耗品費 7,249円

    ハ 政治活動費

        イ 組織活動費 108,514円

        ロ 選挙関係費 1,742,418円

        ハ 機関紙誌の発行その他の事業費 888,739円

        ニ 宣伝事業費 888,739円

        ホ その他の経費 79,035円

合計 3,131,555円

政治団体の名称 川口・緑の党をつくる会

報告年月日 平成20年1月11日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 川島みき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 川 島 美 紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類 吉川市議会議員

報告年月日 平成20年1月23日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **木村ひろし根っこ後援会**  
 報告年月日 平成20年1月7日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

218,575円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

218,575円

(2) 支出総額

218,575円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

ア 寄 附

    a 個人からの寄附

合計

218,575円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄付者の氏名)

(金額)

(寄付者の住所)

木村浩司

218,575円

北埼玉郡騎西町

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

    (イ) 備品・消耗品費

44,775円

    (ロ) 事務所費

150,700円

イ 政治活動費

    (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

23,100円

    a 宣伝事業費

23,100円

合計

218,575円

政治団体の名称 **久保俊和後援会**

報告年月日 平成20年1月4日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 **くりはら昭文後援会**

報告年月日 平成20年1月22日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

32,668円

ア 前年繰越額

32,668円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 **小室京一後援会**

報告年月日 平成20年1月30日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 **さいたま地域福祉21懇話会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **伊藤信男**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **川口市議会議員**

報告年月日 平成20年1月18日

(平成19年分)





|                    |            |
|--------------------|------------|
| イ その他の収入           | (32人)      |
| 合計                 | 2,039円     |
| (2) 支出の内訳          | 34,039円    |
| ア 政治活動費            |            |
| (イ) 組織活動費          | 865,718円   |
| (ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 494,800円   |
| a 宣伝事業費            | 494,800円   |
| 合計                 | 1,360,518円 |

政治団体の名称 **女性党埼玉県大宮総支部**  
 報告年月日 平成20年1月22日

(平成19年分)

|            |    |
|------------|----|
| 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

政治団体の名称 **女性党埼玉県川越総支部**

報告年月日 平成20年1月22日

(平成19年分)

|            |    |
|------------|----|
| 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

政治団体の名称 **女性党埼玉県支部**

報告年月日 平成20年1月22日

(平成19年分)

|            |    |
|------------|----|
| 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

政治団体の名称 **中武こういち後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **中 武 統 一**  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **吉川市議会議員**  
 報告年月日 平成20年1月23日  
 (平成19年分)

|            |         |
|------------|---------|
| 1 収入・支出の総額 | 14,175円 |
| (1) 収入総額   | 14,175円 |
| ア 前年繰越額    | 0円      |
| イ 本年収入額    | 14,175円 |
| (2) 支出総額   | 14,175円 |

2 収入・支出の内訳

|             |         |  |
|-------------|---------|--|
| (1) 収入の内訳   |         |  |
| ア 寄附        |         |  |
| (イ) 寄附      |         |  |
| a 政治団体からの寄附 | 14,175円 |  |
| 合計          | 14,175円 |  |

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称) (金額) (事務所の所在地)

公明党越谷総支部 14,175円 越谷市

(2) 支出の内訳

|          |         |
|----------|---------|
| ア 経常経費   | 14,175円 |
| (イ) 事務所費 | 14,175円 |
| 合計       | 14,175円 |

政治団体の名称 **新島会**

報告年月日 平成20年1月28日

(平成19年分)

|            |    |
|------------|----|
| 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

政治団体の名称 **新島順一友の会**

報告年月日 平成20年1月28日  
 (平成19年分)  
 1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 0円  
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **野村秀男後援会**  
 報告年月日 平成20年1月23日  
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 0円  
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **浜田マキ子後援会事務所**  
 報告年月日 平成20年1月15日  
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 16,050円  
 ア 前年繰越額 16,050円  
 イ 本年収入額 0円  
 (2) 支出総額 16,050円

2 収入・支出の内訳  
 (1) 支出の内訳  
 ア 経常経費 16,050円  
 イ 備品・消耗品費 16,050円  
 合計

政治団体の名称 **福島啓史郎埼玉後援会**  
 報告年月日 平成20年1月4日  
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 3,310,573円

ア 前年繰越額 10,573円  
 イ 本年収入額 3,300,000円  
 (2) 支出総額 3,310,573円

2 収入・支出の内訳  
 (1) 収入の内訳  
 ア 寄附  
 イ 寄附  
 ア 政治団体からの寄附  
 (団体の名称) (金額) (事務所の所在地)  
 福島啓史郎後援会 3,300,000円 東京都千代田区  
 a 政治団体からの寄附

合計 3,300,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附  
 (2) 支出の内訳  
 ア 経常経費 2,223,000円  
 イ 人件費 35,000円  
 (イ) 光熱水費 492,738円  
 (ロ) 備品・消耗品費 222,996円  
 (ハ) 事務所費  
 イ 政治活動費 336,839円  
 (イ) 組織活動費 3,310,573円  
 合計

政治団体の名称 **谷口はじむとともに歩む会**  
 報告年月日 平成20年1月21日  
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 115,500円  
 ア 前年繰越額 0円  
 イ 本年収入額 115,500円  
 (2) 支出総額 115,500円  
 2 収入・支出の内訳

|                          |          |                  |    |
|--------------------------|----------|------------------|----|
| (1) 収入の内訳                |          | 報告年月日 平成20年1月4日  |    |
| ア 寄 附                    |          | (平成16年分)         |    |
| (イ) 寄 附                  |          | 1 収入・支出の総額       | 0円 |
| a 個人からの寄附                |          | (1) 収入総額         | 0円 |
| 合計                       | 115,500円 | (2) 支出総額         | 0円 |
| 〔寄附の内訳〕                  | 115,500円 | (平成17年分)         |    |
| ア 個人からの寄附                |          | 1 収入・支出の総額       | 0円 |
| (寄付者の氏名)                 | (金額)     | (1) 収入総額         | 0円 |
| その他の寄附                   | 115,500円 | (2) 支出総額         | 0円 |
| (2) 支出の内訳                |          | (平成18年分)         |    |
| ア 政治活動費                  |          | 1 収入・支出の総額       | 0円 |
| (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費       | 115,500円 | (1) 収入総額         | 0円 |
| a 機関紙誌の発行事業費             | 115,500円 | (2) 支出総額         | 0円 |
| 合計                       | 115,500円 | (平成19年分)         |    |
| 政治団体の名称 山下明二郎後援会         |          | 1 収入・支出の総額       | 0円 |
| 報告年月日 平成20年1月25日         |          | (1) 収入総額         | 0円 |
| (平成19年分)                 |          | (2) 支出総額         | 0円 |
| 1 収入・支出の総額               |          | (平成16年分)         |    |
| (1) 収入総額                 | 0円       | 政治団体の名称 鈴木きよし後援会 |    |
| (2) 支出総額                 | 0円       | 報告年月日 平成20年1月7日  |    |
| 政治団体の名称 吉沢みきお後援会         |          | (平成17年分)         |    |
| 報告年月日 平成20年1月25日         |          | 1 収入・支出の総額       | 0円 |
| (平成19年分)                 |          | (1) 収入総額         | 0円 |
| 1 収入・支出の総額               |          | (2) 支出総額         | 0円 |
| (1) 収入総額                 | 0円       | (平成18年分)         |    |
| (2) 支出総額                 | 0円       | 1 収入・支出の総額       | 0円 |
| 政治団体の名称 佐久間孝光後援会         |          | (1) 収入総額         | 0円 |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 佐久間 孝 光 |          | (2) 支出総額         | 0円 |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 嵐山町長   |          | (平成19年分)         |    |

|     |          |          |    |
|-----|----------|----------|----|
|     |          | (平成19年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |          | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円       | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円       | 0円 |

政治団体の名称 富士見明るい市政をすすめる市民の会  
 報告年月日 平成20年1月15日

(平成17年分)

|     |          |          |    |
|-----|----------|----------|----|
|     |          | (平成17年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |          | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円       | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円       | 0円 |

|     |          |          |    |
|-----|----------|----------|----|
|     |          | (平成18年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |          | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円       | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円       | 0円 |

|     |          |          |    |
|-----|----------|----------|----|
|     |          | (平成19年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |          | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円       | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円       | 0円 |

政治団体の名称 松村東後援会  
 報告年月日 平成20年1月28日

(昭和58年分)

|     |          |          |    |
|-----|----------|----------|----|
|     |          | (昭和58年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |          | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円       | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円       | 0円 |

|     |          |          |    |
|-----|----------|----------|----|
|     |          | (昭和59年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |          | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円       | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円       | 0円 |

|     |          |         |    |
|-----|----------|---------|----|
|     |          | (平成4年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |         | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円      | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円      | 0円 |

|     |          |          |    |
|-----|----------|----------|----|
|     |          | (昭和60年分) |    |
| 1   | 収入・支出の総額 |          | 0円 |
| (1) | 収入総額     | 0円       | 0円 |
| (2) | 支出総額     | 0円       | 0円 |

|   |          |         |    |
|---|----------|---------|----|
|   |          | (平成5年分) |    |
| 1 | 収入・支出の総額 |         | 0円 |

|                  |          |          |                  |          |          |          |
|------------------|----------|----------|------------------|----------|----------|----------|
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       | (平成13年分) | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成6年分)  |          | (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 0円<br>0円 |
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       | (平成14年分) | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成7年分)  |          | (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 0円<br>0円 |
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       | (平成15年分) | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成8年分)  |          | (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 0円<br>0円 |
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       | (平成16年分) | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成9年分)  |          | (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 0円<br>0円 |
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       | (平成17年分) | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成10年分) |          | (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 0円<br>0円 |
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       | (平成18年分) | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成11年分) |          | (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 0円<br>0円 |
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       | (平成19年分) | 0円       |
| 1 収入・支出の総額       | (平成12年分) |          | (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 0円<br>0円 |
| (1) 収入<br>(2) 支出 | 総額<br>総額 | 0円<br>0円 | 1 収入・支出の総額       | 0円       |          |          |

埼玉県選管告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。  
(平成20年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)  
その他の政治団体

平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公 職 の 種 類 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 主たる事務所の所在地       | 届 出 年 月 日   |
|----------------|-----------|-------------------|------------------|-------------|
| 岡崎清敏           | 鴻巣市議会議員   | 岡崎きよとし後援会         | 鴻巣市松原二―一―二三      | 平成二十年一月八日   |
| 塩田和久           | 新座市議会議員   | 塩田かずひさ後援会         | 新座市東北一―一三一五      | 平成二十年一月二十八日 |
|                |           |                   | フワラーソング二〇三       |             |
| 中島浩一           | 埼玉県議会議員   | なかしま浩一後援会         | 戸田市喜沢南一―四―一七―五二四 | 平成二十年一月二十一日 |
| 藤野登            | 坂戸市議会議員   | ふじの登後援会           | 坂戸市溝端町九―七―二〇八    | 平成二十年一月二十九日 |
| 道下文男           | 上尾市議会議員   | みちした文男後援会         | 上尾市中妻五―二四―二六     | 平成二十年一月十五日  |
| 山岸辰規           | 坂戸市議会議員   | 山岸たつりの後援会         | 坂戸市関間三―一―二一―五三   | 平成二十年一月十一日  |
|                |           |                   | コンドミニウム坂戸九二二号    |             |
| 吉川義郎           | 志木市議会議員   | 吉川よしろう後援会         | 志木市本町五―一七―二      | 平成二十年一月四日   |
| 志木市議会議員        |           |                   | 志木ファイブハイツ四一七号    |             |
| 渡辺春雄           | 坂戸市議会議員   | 渡辺春雄後援会           | 坂戸市柳町一四―二        | 平成二十年一月十日   |

埼玉県選管告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
(平成20年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)  
その他の政治団体

平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類     | 資金管理団体の名称   | 異 動 事 項          | 届 出 年 月 日   |
|----------------|-----------|-------------|------------------|-------------|
| 飯塚恭代           | 草加市議会議員   | いづかやすよを育てる会 | 主たる事務所の所在地       | 平成二十年一月二十一日 |
| 井上伸一           | さいたま市議会議員 | 井上伸一後援会     | 主たる事務所の所在地       | 平成二十年一月十五日  |
|                |           |             | さいたま市中央区西阿弥三―五―九 |             |
|                |           |             | さいたま市中央区新中里      |             |
|                |           |             | パークスII二〇二        |             |
|                |           |             | 草加市氷川町二二七三―一     |             |
|                |           |             | 草加市氷川町一三九―一      |             |
|                |           |             | さいたま市中央区新中里      |             |
|                |           |             | パークスII二〇二        |             |
|                |           |             | 五―七―九            |             |

埼玉県選管告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。(平成20年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称     | 指定取消年月日      | 届出年月日        |
|----------------|---------|---------------|--------------|--------------|
| 伊藤 信 男         | 川口市議会議員 | さいたま地域福祉21懇話会 | 平成二十年 一月 十八日 | 平成二十年 一月 十八日 |
| 川島 美 紀         | 吉川市議会議員 | 川島みき後援会       | 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年 一月二十三日 |
| 中武 紘 一         | 吉川市議会議員 | 中武こういち後援会     | 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年 一月二十三日 |
| 佐久間 孝 光        | 嵐山町長    | 佐久間孝光後援会      | 平成十九年十二月二十日  | 平成二十年 一月 四日  |

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

| 平成20年2月29日 | 埼玉県監査委員 | 坂本 隆 信  |
|------------|---------|---------|
|            | 埼玉県監査委員 | 春日 敏 彦  |
|            | 埼玉県監査委員 | 竹 並 万 吉 |
|            | 埼玉県監査委員 | 島 田 正 一 |

監 査 の 結 果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び監査実施時期

埼玉県が公の施設の指定管理業務を委託している団体のうち、31団体について、平成19年6月から平成20年1月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

平成18年度に埼玉県が委託した公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行

2 監査の結果及び意見

平成二十年二月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

監査対象団体の別の監査の結果及び意見は、次のとおりである。なお、監査対象団体への監査を通じて明らかになった指定管理者制度における共通的な課題を、「部局への意見」としてとりまとめた。

また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

・指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、違法又は不当であると認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの。

・注意事項は、違法又は不当であると認められるものうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの。

(1) 団体別監査結果

| 監査対象団体                   | 所管部局       | 監査実施日                                | 財政的援助等の内容                                |
|--------------------------|------------|--------------------------------------|------------------------------------------|
| 北荒川緑地株式会社・伊田テクノス株式会社グループ | 都市整備部(公園課) | 職員調査 平成19年6月5日<br>委員監査 平成19年7月4日(書面) | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>吉見総合運動公園 32,100,000円 |



|       |                     |
|-------|---------------------|
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
|-------|---------------------|

|           |                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 財団法人トトロのふるさと財団                                           |
| 所管部局      | 環境部(みどり自然課)                                              |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月6日<br>委員監査 平成19年6月28日(書面)                    |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター<br>15,142,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                      |

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 株式会社光風園                                         |
| 所管部局      | 都市整備部(公園課)                                      |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月6日<br>委員監査 平成19年7月3日(書面)            |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>さいたま緑道・花の里緑道<br>19,950,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                             |

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 社団法人埼玉県農林公社・特定非営利活動法人埼玉森林サポート<br>タークラブグループ                                                           |
| 所管部局      | 農林部(森づくり課)                                                                                           |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月7日 埼玉県民の森<br>平成19年7月3日 埼玉県森林科学館<br>委員監査 平成19年7月13日 埼玉県民の森(書面)<br>平成19年8月22日 埼玉県森林科学館(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県民の森<br>埼玉県森林科学館<br>8,262,580円<br>16,994,000円                                  |

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
|-------|---------------------|

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 小学館プロジェクトグループ                                       |
| 所管部局      | 総務部(青少年課)                                           |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月7日<br>委員監査 平成19年9月27日                   |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県青少年総合野外活動センター<br>73,860,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                 |

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 株式会社自然教育研究センター                                      |
| 所管部局      | 環境部(みどり自然課)                                         |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月8日<br>委員監査 平成19年7月3日(書面)                |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県あらかわピクチャーセンター<br>15,985,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                 |

|           |                                               |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 「さいたま緑の森」岩塚・環境クリアラーJV                         |
| 所管部局      | 環境部(みどり自然課)                                   |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月8日<br>委員監査 平成19年7月31日(書面)         |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>さいたま緑の森博物館<br>16,000,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                           |

|        |          |
|--------|----------|
| 監査対象団体 | 株式会社高橋造園 |
|--------|----------|

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 所 管 部 局           | 農林部 (森づくり課)                             |
| 監 査 実 施 日         | 職員調査 平成19年6月13日<br>委員監査 平成19年7月25日 (書面) |
| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県みどりの村            |
| 監 査 の 結 果         | 指摘事項、注意事項は認められなかった。<br>13,164,800円      |

|                   |                                        |
|-------------------|----------------------------------------|
| 監査対象団体            | 日立ビルシステム・丹青社共同事業体                      |
| 所 管 部 局           | 危機管理防災部 (消防防災課)                        |
| 監 査 実 施 日         | 職員調査 平成19年6月13日<br>委員監査 平成19年7月3日 (書面) |
| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県防災学習センター        |
| 監 査 の 結 果         | 指摘事項、注意事項は認められなかった。<br>74,270,000円     |

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 監査対象団体            | 和光市                                     |
| 所 管 部 局           | 都市整備部 (公園課)                             |
| 監 査 実 施 日         | 職員調査 平成19年6月14日<br>委員監査 平成19年7月25日 (書面) |
| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>和光樹林公園              |
| 監 査 の 結 果         | 指摘事項、注意事項は認められなかった。<br>40,136,000円      |

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 監査対象団体    | 狭山市                                     |
| 所 管 部 局   | 都市整備部 (公園課)                             |
| 監 査 実 施 日 | 職員調査 平成19年6月14日<br>委員監査 平成19年8月22日 (書面) |

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>狭山稲荷山公園        |
| 監 査 の 結 果         | 指摘事項、注意事項は認められなかった。<br>26,000,000円 |

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 監査対象団体            | 日本環境マネジメント株式会社                          |
| 所 管 部 局           | 都市整備部 (公園課)                             |
| 監 査 実 施 日         | 職員調査 平成19年6月19日<br>委員監査 平成19年6月28日 (書面) |
| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>久喜菖蒲公園              |
| 監 査 の 結 果         | 指摘事項、注意事項は認められなかった。<br>46,065,000円      |

|                   |                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体            | 西武造園株式会社・西武緑化管理株式会社・株式会社植清園グループ                                                                               |
| 所 管 部 局           | 都市整備部 (公園課)                                                                                                   |
| 監 査 実 施 日         | 職員調査 平成19年6月19日<br>委員監査 平成19年9月11日 (書面)                                                                       |
| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>彩の森入間公園                                                                                   |
| 監 査 の 結 果         | 指摘事項、注意事項は認められなかった。<br>31,724,000円                                                                            |
| 所 管 部 局 へ の 注 意   | 指定管理業務において、適切な管理目標を設定していなかった。<br>管理目標は、県と指定管理者が協議のうえ県が設定するものであり、県は指定管理者制度導入の趣旨を踏まえ、適切な管理目標を設定し、指定管理者に示す必要がある。 |

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 監査対象団体  | 財団法人埼玉県生態系保護協会           |
| 所 管 部 局 | 都市整備部 (公園課)、環境部 (みどり自然課) |

|           |                                                                |                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月20日<br>平成19年6月20日<br>委員調査 平成19年7月31日<br>平成19年9月19日 | 荒川大麻生公園<br>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園<br>荒川大麻生公園(書面)<br>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園 |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>荒川大麻生公園<br>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園            | 14,600,000円<br>64,775,000円                                             |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                            |                                                                        |

|           |                                                                                                                      |                                                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団                                                                                                     |                                                                                                                                    |
| 所管部署      | 福祉部(社会福祉課)                                                                                                           |                                                                                                                                    |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月21日<br>平成19年6月22日<br>平成19年6月22日<br>委員調査 平成19年6月26日<br>平成19年8月7日<br>平成19年8月9日<br>平成19年9月20日<br>平成19年9月21日 | 埼玉県立嵐山郷<br>埼玉県立児童養護施設おお里<br>埼玉県立皆光園障害者園科診療所<br>埼玉県障害者交流センター<br>埼玉県障害者交流センター(書面)<br>埼玉県立児童養護施設おお里(書面)<br>埼玉県立皆光園障害者園科診療所<br>埼玉県立嵐山郷 |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県立嵐山郷<br>埼玉県立児童養護施設おお里<br>埼玉県立皆光園障害者園科診療所<br>埼玉県障害者交流センター                                      | 1,371,270,000円<br>390,973,000円<br>52,246,000円<br>400,340,000円                                                                      |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                                                                                  |                                                                                                                                    |

|          |                                                                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管部署への留意 | 嵐山郷、児童養護施設おお里及び障害者交流センターにかか<br>る指定管理業務において、管理目標を設定していなかった。<br>管理目標は、県と指定管理者が協議のうえ県が設定するもの<br>であり、県は指定管理者制度導入の趣旨を踏まえ、適切な管理<br>目標を設定し、指定管理者に示す必要がある。 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|           |                                        |             |
|-----------|----------------------------------------|-------------|
| 監査対象団体    | 財団法人公園緑地管理財団                           |             |
| 所管部署      | 都市整備部(公園課)                             |             |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月27日<br>委員調査 平成19年7月25日(書面) |             |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>森林公園緑道             | 16,000,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                    |             |

|           |                                     |              |
|-----------|-------------------------------------|--------------|
| 監査対象団体    | 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会                    |              |
| 所管部署      | 福祉部(社会福祉課)                          |              |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月28日<br>委員調査 平成19年10月16日 |              |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県社会福祉総合センター   | 109,842,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                 |              |

|           |                                    |             |
|-----------|------------------------------------|-------------|
| 監査対象団体    | 株式会社グリーンハウス                        |             |
| 所管部署      | 福祉部(高齢者福祉課)                        |             |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月29日<br>委員調査 平成19年9月27日 |             |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県奥武蔵あじさい館    | 63,808,000円 |

監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。

|           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 株式会社馬潮商事                                     |
| 所 管 部 局   | 福祉部 (障害者福祉課)                                 |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年6月29日<br>委員監査 平成19年7月31日 (書面)      |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県伊豆潮風館<br>110,000,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                          |

|           |                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 財団法人いきいき埼玉                                        |
| 所 管 部 局   | 総務部 (県民・消費生活課)                                    |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月3日<br>委員監査 平成19年9月25日                 |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県県民活動総合センター<br>388,410,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                               |

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 財団法人埼玉県芸術文化振興財団                                 |
| 所 管 部 局   | 総合政策部 (文化振興課)                                   |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月4日<br>委員監査 平成19年9月4日 (書面)           |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>彩の国さいたま芸術劇場<br>931,826,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                             |

意見 施設の維持管理に係る工事・委託契約の多くが、業務の特殊性等を理由に1者による随意契約となっていたが、業務内容を再点検の上、可能な限り、経済性や競争性を踏まえた入札・契約方法を導入する必要がある。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 財団法人埼玉県公園緑地協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 所 管 部 局   | 都市整備部 (公園課、スタジアム管理室)、保健医療部 (健康づくり支援課)                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月5日 埼玉県県民健康福祉村<br>平成19年7月6日 秋ヶ瀬公園<br>平成19年7月10日 所沢航空記念公園<br>平成19年7月11日 こども動物自然公園<br>平成19年7月11日 羽生水郷公園<br>平成20年1月15日 埼玉スタジアム2002公園<br>委員監査 平成19年8月7日 所沢航空記念公園 (書面)<br>平成19年8月22日 羽生水郷公園 (書面)<br>平成19年9月4日 埼玉県県民健康福祉村 (書面)<br>平成19年9月4日 秋ヶ瀬公園 (書面)<br>平成19年9月21日 こども動物自然公園<br>平成20年2月5日 埼玉スタジアム2002公園 (書面) |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>県民健康福祉村<br>秋ヶ瀬公園<br>所沢航空記念公園<br>こども動物自然公園<br>羽生水郷公園<br>埼玉スタジアム2002公園<br>157,715,000円<br>88,195,000円<br>402,429,000円<br>486,147,000円<br>161,499,000円<br>363,781,001円                                                                                                                             |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|         |              |
|---------|--------------|
| 監査対象団体  | 財団法人小鹿野町振興公社 |
| 所 管 部 局 | 環境部 (みどり自然課) |

|           |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月6日<br>委員監査 平成19年8月7日(書面)           |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県山西省友好記念館<br>10,613,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                            |

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会                                                                                     |
| 所管部局      | 福祉部(こども安全課)                                                                                          |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月12日<br>委員監査 平成19年8月29日(書面)                                                               |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県母子福祉センター<br>25,091,000円                                                       |
| 監査の結果     | 注意事項<br>協定書では、「指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること」とされている。<br>しかし、指定管理者においては、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していた。 |
| 所管部局への留意  | 指定管理者が、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していたことに対して、県は十分な指導を行っていなかった。                                            |

|           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会                          |
| 所管部局      | 産業労働部(勤労者福祉課)                              |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月12日<br>委員監査 平成19年9月11日(書面)     |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県労働会館<br>29,572,000円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                        |

|           |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 財団法人けやき文化財団                                                                                                                                                                                                               |
| 所管部局      | 教育局(生涯学習文化財課)                                                                                                                                                                                                             |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月13日<br>委員監査 平成19年9月19日                                                                                                                                                                                        |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>さいたま文学館<br>206,020,000円                                                                                                                                                                               |
| 監査の結果     | 注意事項<br>利用の許可申請に係る手続き日については、さいたま文学館管理規則で「利用しようとする月の属する月の6月前の月の初日から」と定められている。<br>しかし、指定管理者は内規を定め、全国規模の活動等特定の目的や団体については「12月前の1日又は7月前の20日」から仮予約を受けける一方、文芸活動・生涯学習活動以外の団体に対しては「3月前の1日」からと制限していた。<br>内規により、こうした制限を設けることは適切ではない。 |
| 所管部局への留意  | 利用の許可申請に係る手続き日に対して、指定管理者が管理規則と異なった取扱いを行っていたことに対して、県は十分な指導を行っていなかった。                                                                                                                                                       |

|           |                                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 社団法人埼玉県農林公社                                                                                            |
| 所管部局      | 農林部(農業政策課、生産振興課)                                                                                       |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月18日 埼玉県種苗センター<br>平成19年7月19日 埼玉県農林公園<br>委員監査 平成19年9月13日 埼玉県種苗センター(書面)<br>平成19年9月20日 埼玉県農林公園 |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県種苗センター<br>埼玉県農林公園<br>120,154,000円<br>85,000,000円                                |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                                                                    |

|        |           |
|--------|-----------|
| 監査対象団体 | 埼玉県住宅供給公社 |
|--------|-----------|

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管部局      | 都市整備部(住宅課)                                                                                           |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月25日 特別県営住宅<br>平成19年7月25日 特定公共賃貸住宅<br>委員監査 平成19年10月22日 特別県営住宅<br>平成19年10月22日 特定公共賃貸住宅     |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>特別県営住宅 139,428,000円<br>特定公共賃貸住宅 15,859,000円                                      |
| 監査の結果     | 注意事項<br>協定書では、「指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること」とされている。<br>しかし、指定管理者においては、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していた。 |
| 所管部局への留意  | 指定管理者が、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していたことに対して、県は十分な指導を行っていないかった。                                           |

|           |                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 財団法人埼玉県産業文化センター                                                                                  |
| 所管部局      | 産業労働部(産業労働政策課)                                                                                   |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月26日<br>委員監査 平成19年10月22日                                                              |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県産業文化センター 25,000,000円                                                      |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                                                                              |
| 意見        | 施設の維持管理に係る工事・委託契約の多くが業務の特殊性等を理由に1者による随意契約となっていたが、業務内容を再点検の上、可能な限り、経済性や競争性を踏まえた入札・契約方法を導入する必要がある。 |

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 監査対象団体 | 株式会社さいたまリーナ     |
| 所管部局   | 都市整備部(新都心事業調整課) |

|           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年7月27日<br>委員監査 平成19年9月25日           |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>さいたまスーパーリーナ 128,601,133円 |
| 監査の結果     | 指摘事項、注意事項は認められなかった。                          |

|           |                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査対象団体    | 株式会社秩父開発機構                                                                                            |
| 所管部局      | 環境部(みどり自然課)                                                                                           |
| 監査実施日     | 職員調査 平成19年8月1日<br>委員監査 平成20年1月30日                                                                     |
| 財政的援助等の内容 | 1 公の施設の指定管理業務委託料<br>埼玉県長瀨総合射撃場 6,483,354円                                                             |
| 監査の結果     | 注意事項<br>指定管理業務事業報告書の収支計算書には、自主事業を含めて指定管理業務に係るすべての収入支出を計上する必要があるが、指定管理業務である教習射撃や自主事業に係る収支が計上されていないかった。 |
| 所管部局への留意  | 指定管理者から提出された事業報告書の収支計算書に、指定管理業務である教習射撃や自主事業に係る収支が計上されていないかったことに対して、県は十分な指導を行っていないかった。                 |

(2) 部局への意見

ア 仕様書について(総合政策部)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>指定管理者の業務内容は、県と指定管理者との協議を踏まえ締結する協定書で示され、その細目は別紙の「仕様書」で定めるとされている。そのため、仕様書には、指定管理者の自主性を損なわない範囲で、業務内容を具体的かつ詳細に規定することが必要である。</p> <p>しかし、「記載が抽象的で具体的な業務内容がわかり難い仕様書」や「業務の一部を記載しただけの仕様書」など、不十分な仕様書の例が見られた。</p> <p>指定管理業務の確実な実施を担保し、公の施設の設置目的を達成するために、指定管理に係る業務の内容等について具体的に仕様書に記載するよう周知徹底する必要がある。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

イ 適正な実施・費用負担区分による計画的な修繕の実施について (総合政策部、総務部、環境部、福祉部、都市整備部及び教育部)

緊急性などを理由に、本来は施設設置者である県が実施すべき施設の改修や協定書で定める基準を超えた修繕を指定管理者が実施している例が見られた。  
また、今後、施設設備や展示物等の老朽化に伴う修繕費等の増加が施設の適正な維持管理や指定管理業務に影響を及ぼす恐れもある。  
県は、施設の適正な維持管理と利用者の安全・快適な利用を確保するため、施設設置者として中長期の修繕計画を作成し、計画的に修繕を進めていく必要がある。  
また、修繕の実施に当たっては、協定書に定める「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」の遵守に努める必要がある。

埼玉県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき決定したので次のとおり公表する。

平成20年2月29日

|         |      |
|---------|------|
| 埼玉県監査委員 | 坂本隆信 |
| 埼玉県監査委員 | 春日敏彦 |
| 埼玉県監査委員 | 竹並万吉 |
| 埼玉県監査委員 | 田正一  |

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象事務

平成18年度・平成19年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 209機関

| 所管部局  | 監査対象機関                                                                                                                                                                              |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合政策部 | 西部地域創造センター、東部地域創造センター、北部地域創造センター、西部地域創造センター東松山支所、東部地域創造センター行田支所、北部地域創造センター本庄支所、パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所                                                 |
| 総務部   | 上尾県税事務所、朝霞県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷、平和資料館、婦人相談センター、県営競技事務所                                          |
| 危機管理部 | 防災航空センター                                                                                                                                                                            |
| 福祉部   | 総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、川越児童相談所、埼玉学園                                                                                                                                                 |
| 保健医療部 | 人間東福祉保健総合センター、比企福祉保健総合センター、秩父福祉保健総合センター、児玉福祉保健総合センター、北埼玉福祉保健総合センター、埼玉南福祉保健総合センター、川口保健所、朝霞保健所、所沢保健所、東松山保健所、秩父保健所、本庄保健所、加須保健所、春日部保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、県立大学、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所 |
| 産業労働部 | 西部産業労働センター、東部産業労働センター、北部産業労働センター、計量検定所、創業・ベンチャー支援センター、熊谷高等技術専門学校、春日部高等技術専門学校                                                                                                        |
| 農林部   | 秩父農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、秩父高原牧場、寄居林業事務所                                                                                                                                     |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県土整備部 | 西関東連絡道路建設事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、総合治水事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 都市整備部 | 伊奈新都市建設事務所、八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、宮繕工事事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 企業局   | 大久保浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、第一水道建設事務所、第二水道建設事務所、地域整備事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 教育局   | 西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター深谷支所、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、歴史と民俗の博物館、自然の博物館、川の博物館、長瀧げんきプラザ、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、武道館、上尾沼南高校、いずみ高校、入間向陽高校、岩槻商業高校、岩槻北陵高校、浦和北高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、大宮高校、大宮工業高校、大宮光陵高校、大宮商業高校、大宮南高校、大宮武蔵野高校、小鹿野高校、桶川西高校、越生高校、春日部高校、春日部工業高校、春日部女子高校、川口工業高校、川口青陵高校、川口東高校、川越高校、川越西高校、川越初雁高校、川越南高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、熊谷女子高校、栗橋高校、鴻巣高校、越谷北高校、越谷総合技術高校、越谷西高校、越谷東高校、児玉白楊高校、坂戸高校、狭山高校、狭山経済高校、狭山工業高校、志木高校、喜蒲高校、白岡高校、進修館高校、杉戸高校、杉戸農業高校、草加高校、草加西高校、草加東高校、草加南高校、所沢北高校、所沢中央高校、所沢西高校、戸田翔陽高校、豊岡高校、清川総合高校、南校高校、新座高校、新座北高校、新座総合技術高校、鳩ヶ谷高校、鳩山高校、羽生高校、羽生実業高校、飯能南高校、深谷高校、深谷商業高校、福岡高校、富士見高校、松山高校、三郷高校、三郷北高校、皆野高校、妻沼高校、毛呂山高校、八潮高校、吉川高 |

|      |                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察本部 | 校、寄居高校、和光高校、和光国際高校、鷲宮高校、蔵高校、岩槻養護学校、浦和養護学校、大宮ろう学校、川島ひばりが丘養護学校、行田養護学校、久喜養護学校、熊谷養護学校、越谷養護学校、東松山養護学校、毛呂山養護学校 |
|      | 浦和東警察署、大宮警察署、大宮東警察署、上尾警察署、所沢警察署、西入間警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、岩槻警察署、春日部警察署、杉戸警察署                 |

(3) 監査実施日  
平成19年10月24日～平成20年2月4日

(4) 監査の実施方針  
事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

2 監査の結果

監査において指摘事項、注意事項又は意見として認められたものは、(1)、(2)、(3)のとおりであり、その他の軽微な事項については対象機関にその都度注意をした。

(1) 指摘事項(財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの)

| 機関・職制名        | 監査の結果                                                                                                                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健医療部<br>県立大学 | 平成17年度から契約更新している埼玉県立大学情報システムネットワーク機器等の賃貸借契約について、平成19年度から新たに再委託の禁止及び個人情報に関する貸与資料の提供、利用の制限、複製の禁止等を定める条項を設けて支出負担行為を決議した。<br>実際に作成、押印した契約書は決議した契約案と異なる平成18年度の契約書と同一の内容であった。<br>このため、禁止したはずの機器保守の再委託が |



行われてしまっていた。

(2) 注意事項(違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの)のうち、指摘事項に該当しないと認められるもの)

| 機関・職制名                  | 監査の結果                                                                                                                                                      |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合政策部<br>北部地域創造センター本庄支所 | 平成18年度ふるさと創造資金の「個性を競う地域づくり支援事業費補助金」で実施した公園環境整備事業において、交付決定後、工事規模が縮小され実施されていた。<br>工事内容が変更となった時点で、速やかに補助金変更をすべきであったが、工事完了日に工事変更承認申請を受受理し、変更承認を行っていた。          |
| 総務部<br>婦人相談センター         | 冷暖房装置保守点検委託の長期継続契約(3年)に当たり、単年度の予定価格が100万円未満であることから契約方法を随意契約としていた。契約期間全体の総額で設定した予定価格に基づき、競争入札とすべきであった。                                                      |
| 危機管理防災部                 | 防災ヘリコプター運航管理業務委託契約において、点検による休航のため運航しない期間については、航空保険料の返納金が生じる。<br>平成17年度の委託契約に係る返納金(552,640円)は、契約期間満了から1年近く経過した平成19年3月20日に返納されていたが、契約期間満了後、速やかに手続きを行うべきであった。 |
| 保健医療部<br>高等看護学院         | 平成19年度施設設備保守点検業務委託契約及び消防用設備保守点検業務委託契約において、埼玉県財務規則上、定めるべきとされている連約金に関する事項が欠落していた。                                                                            |
| 保健医療部<br>北埼玉福祉保健総合センター  | 社会福祉費負担金の返還金滞納者に対し、自宅訪問をして督促したところ、滞納額の一部について現金の支払いを受けた。しかし、この収納において原符を使用せず、また、収納した現金を速やかに県口座に払い込むべきところ金庫に保管し、払い込んだのは8日後であった。                               |

|                        |                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健医療部<br>人間東福祉保健総合センター | 特別養護老人ホーム等整備促進事業において、平成17年・18年度継続事業で実施した施設整備事業に対して、平成17年度に158,600千円、平成18年度に実施した設備整備事業に対して、平成18年度に25,000千円の補助金の交付決定を行った。<br>交付決定した事業ごとに補助金の確定手続きを行うべきところ、両補助事業を合算して補助金額183,600千円の確定手続きを行った。                  |
| 農林部<br>大里農林振興センター      | JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき県職員が確認指導を行うことになっている。<br>平成18年9月と12月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員が確認指導をすべきものは、9月分3件、12月分6件で合計9件あったが、確認指導が行われたのは平成19年3月7日と3月8日であった。<br>食品表示調査員からの調査報告後、速やかに確認指導を行うべきであった。 |
| 農林部<br>加須農林振興センター      | JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき県職員が確認指導を行うことになっている。<br>平成18年9月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員が確認指導をすべきものが16件あった。このうち、4件の確認指導が平成19年3月28日に行われていた。<br>食品表示調査員からの調査報告後、速やかに確認指導を行うべきであった。                    |
| 農林部<br>寄居林業事務所         | 機械警備業務委託とエレベーター保守点検業務委託の長期継続契約(3年)に当たり、単年度の予定価格が50万円未満であることから予定価格調書を作成しなかった。契約期間全体の総額で設定した予定価格に基づき予定価格調書を作成すべきであった。                                                                                         |
| 県土整備部<br>飯能県土整備事務所     | 土砂災害防止法のパンフレットを、随意契約により472,500円で3,000部を作成したが、2者以上から見積書を徴取すべきところ1者のみであった。                                                                                                                                    |

|       |           |                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県土整備部 | 熊谷県土整備事務所 | 一般国道140号皆野寄居バイパス維持管理(花でもてなす埼玉のみち)業務委託(20,433千円)の契約締結に当たり、道路管理者との随意契約であることから、予定価格調書の作成は不要と誤認したため、予定価格調書が作成されていなかった。                                                                |
| 企業局   | 新三郷浄水場    | 県は、「江戸川取導水施設維持管理等に関する協定書」に基づき、施設の運転・管理業務を東京都に委託し、その経費を負担している。<br>経費の支払いについては、年度末に精算し、精算により過不足額が生じた場合は、翌年度の委託料請求書の中で相殺するとの取り決めをしていたが、精算により生じた剰余金は、その年度の費用として処理され、帳簿上存在しないものとなっていた。 |
| 教育局   | 自然の博物館    | 特別展「巨大昆虫の世界」ポスター・展示解説書の印刷(契約額537,600円)の契約手続きに当たり、予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。                                                                                          |
| 教育局   | 川の博物館     | 特別展示資料運搬業務委託(契約額747,870円)の契約手続きにおいて、予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。                                                                                                       |
| 教育局   | 白岡高校      | レイソガン設置工事(契約額886,200円)及び揚水ポンプ修繕(契約額619,500円)の契約手続きにおいて、予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。                                                                                    |
| 教育局   | 新座高校      | 平成19年夏季休業期間中に、廊下の床の張替と教室の床張替の2件の工事について、同一日、同一期間でそれぞれ見積り合わせを行い工事を発注していた。<br>工事内容に大きな差はなく、経済性、効率性の観点から、1件の契約として工事を発注すべきであった。                                                        |
| 教育局   | 鳩ヶ谷高校     | 平成19年9月、生物顕微鏡を13台金額74万円余                                                                                                                                                          |

|     |        |                                                                                                                         |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |        | で購入した。購入金額が50万円以上100万円未満であることから、請書の徴収が必要であったが、これを徴収していなかった。                                                             |
| 教育局 | 鳩ヶ谷高校  | 行政財産の使用許可に基づく使用料については前納が原則とされているにもかかわらず、検定試験の会場として学校施設を使用させるに当たり、使用許可及び使用料の徴収が施設使用後に行われていた。                             |
| 教育局 | 深谷高校   | 浄化槽の修理及び配水管の漏水修理を行っており、これら2件とも、修理代金は50万円以上であった。業者を決定するに当たり、見積り合わせを行っているが、予定価格調書が作成されていなかった。                             |
| 教育局 | 越谷養護学校 | 汚水処理施設維持管理業務委託(2年)及び自動扉装置保守管理業務委託(3年)に当たり、単年度の予定価格が50万円未満であることから、予定価格調書を作成しなかった。契約期間全体の総額で設定した予定価格に基づき予定価格調書を作成すべきであった。 |

(3) 意見(事務の執行等において検討及び改善を要すると認められるもの)

ア 対象機関への意見

なし

イ 部局への意見

| 機関・職制名 | 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育局    | 携帯電話が青少年に普及するに伴い、便利さの裏側で犯罪やいじめに使われるといった「負の側面」も顕在化しつつある。<br>このため、県立高校生徒の携帯電話使用について定期監査を通じて調査したところ、以下の課題が認められた。<br>1 実態調査等により、生徒の携帯電話使用状況等を把握している県立高校は、全体の1割未満にとどまり、ほとんどの学校が実態を把握していない。 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>2 携帯電話を利用したメールやブログ等による、いじめや誹謗中傷等の問題行動は、4割近い学校で確認されている。</p> <p>3 携帯電話使用に係る危険認識や指導方針は、学校による相違が大きい。</p> <p>このような実状を踏まえ、教育委員会は、学校における実態把握を促すとともに、すべての学校で活用できる指導指針等を作成し、実効ある生徒指導を行えるよう支援されたい。</p> <p>また、指導指針等の作成に当たっては、ファイルリンク機能に関する社会的動向や生徒の安全に対する保護者の意見などに留意されたい。</p> |
| <p>教育局</p> | <p>教員には、教育公務員特例法により、夏休み中などに校長の承認を得て勤務場所を離れて研修することができるとされている。</p>                                                                                                                                                                                                      |

この研修は、勤務時間中に職務専念義務が免除され、給与上も有給扱いとなっていることを踏まえ、適切な運用を図るよう平成19年2月27日付けで監査意見を公表した。その後、教育局において、内容と職務の関連性や研修後の教育活動への活用方策などについて確認するよう、県立学校長に対して繰り返し指導がなされ、一定の効果が現れているところである。

しかしながら、平成19年度夏季休業中の研修の承認に当たって、承認の根拠が明確でないものや、成果の把握が十分になされていないと言いや、成果があつた。県民への説明責任を十分に果たすためにも、より適切な運用が行われるよう引き続き県立学校長に対する指導に努める必要がある。

埼玉県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成20年2月29日

1 監査の結果「指摘」とした事項

| 対 象 機 関 | 監査結果の公表年月日(県報の号数) | 監 査 の 結 果          | 講 じ た 措 置                                                                                                                                                                          |
|---------|-------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉部     | 子育て支援課            | 平成19年10月5日(第1916号) | <p>昭和61年度まで、県は保母育成のため修学資金を貸し付けていた。現在、生活苦や居所不明などにより、返済の滞納者は12人となっている。しかし、このうちの11人に対して、平成18年度は催告を行っていない。</p> <p>平成18年度は催告を行っていない。</p> <p>昨年度、児童扶養手当過誤払い金返還金の債権管理について指摘したところである。本</p> |
|         |                   |                    | <p>収入未済を解消するため、平成19年7月に、滞納者に対して、住所調査及び催告を実施した。</p> <p>今後、債務者宅への訪問を実施するなど、債権管理対策を強化することとした。</p>                                                                                     |

埼玉県監査委員 坂 本 隆 信  
 埼玉県監査委員 春 日 敏 彦  
 埼玉県監査委員 竹 並 万 吉  
 埼玉県監査委員 島 田 正 一

|       |                 |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                 |                     | 返済金についてもその債権管理は極めて不十分であり、早急に対策を強化すべきである。                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                           |
| 産業労働部 | 工業支援課(産業拠点整備室長) | 平成19年10月5日(第1916号)  | <p>「西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業PFI導入可能性調査業務委託」及び「同PFIアドバイザリー業務委託」の契約は、西部地域振興ふれあい拠点施設の整備にPFIを導入するため、平成18年度に両業務を併せて企画提案競技を行った。</p> <p>この企画提案競技については、以下の2点において問題があった。</p> <p>1 「PFI導入可能性調査業務」と「PFIアドバイザリー業務」という内容が異なる業務を併せて企画提案競技としたこと。</p> <p>2 「PFIアドバイザリー業務」について、価格制限を設定しないで提案競技を実施したこと。</p> | <p>1 今後、PFI事業の委託に際しては、PFI導入可能性調査とPFIアドバイザリー業務を分離する。</p> <p>2 今後、同様の業務委託に当たっては、価格競争性が十分に発揮されるような発注方法に努めていく。</p>                                            |
| 都市整備部 | 中川下水道事務所        | 平成19年12月14日(第1936号) | <p>流域下水道維持管理負担金徴収事務については、「流域下水道維持管理負担金徴収事務処理要領」により、四半期ごとに調定することになっているが、事務処理の遅れから第1四半期分約11億4,200万円の調定が11月1日となっていた。</p>                                                                                                                                                               | <p>徴収事務に関しては、関係市町から負担金徴収の積算基礎となる水量報告を、四半期ごとに求めてきたが、迅速、適正な事務を図るために、毎翌月10日までに報告することとし、平成19年9月7日付(関係市町あてに文書で通知した。また、再発防止のため職員に対し、事務処理要領に基づき適正な事務処理を徹底した。</p> |

## 2 監査の結果「注意」とした事項

| 対象機関 | 監査結果の公表年月日(県報の号数) | 監査の結果              | 講じた措置                                        |                                                                                                              |
|------|-------------------|--------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉部  | 福祉政策課             | 平成19年10月5日(第1916号) | <p>1 か月を超えて勤務実績がなかった職員に対し、管理職手当が支給されていた。</p> | <p>誤支給があった職員全員から、平成19年8月10日までに返納がなされた。</p> <p>今後、人事部門及び部内各課と連携し、長期休暇等人事関係の情報を共有することにより、誤支給がないよう努めることとした。</p> |
|      |                   |                    |                                              |                                                                                                              |

|       |              |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                             |
|-------|--------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉部   | 介護保険課        | 平成19年10月5日(第1916号)  | ケアマネジメント相談業務委託契約書の業務仕様書により、指導助言状況について、受託者に対し、毎月報告を求めることになっているが、年度末の実績報告書に添付されているだけであった。                                                                                                                                                                                     | 監査での注意を受けて以降、受託者に対し指示し、業務仕様書に定められた報告書を毎月提出するよう指導した。                                                         |
| 産業労働部 | 産業労働政策課      | 平成19年10月5日(第1916号)  | 「産業文化センター内施設点検整備(7,760,000円)」及び「ソニックシテイビル公共施設内点検整備(1,550,000円)」の業務委託では、空調、給排水施設、ピアノなどの定期点検業務を、県から(財)埼玉県産業文化センターに1者随意契約で業務委託が行われている。しかし、委託された業務のすべてが第三者に再委託されたことは不適切であった。                                                                                                    | 平成19年度の施設点検整備発注業務委託契約を平成19年11月1日付で財団と締結した。<br>上記契約において、業務の全部を第三者に委託することを禁止する規定を盛り込んだ。                       |
| 総合政策部 | 秩父地域創造センター   | 平成19年12月14日(第1936号) | 平成18年度に執行した自主防犯パトロール支援事業費補助事業において、平成18年6月に1,138,000円の交付決定を行った後、当該補助団体から一部事業の拡大について増額の要望を受けた。<br>本庁と調整を図り、県全体の補助予算執行状況も見極めながら、平成19年3月に、拡大する事業については新規の補助事業とすることとし、当初交付決定額を104,000円に減額して変更承認した。<br>その上で、新規に3,678,000円の交付決定を行ったが、この間、当該補助団体との連絡調整が十分でなかったため、交付決定前に事業が執行されてしまった。 | 補助金交付要綱や補助金取扱要領に即した事務処理を遵守し、交付事務執行に当たっては、補助事業の説明の際に事前執行について改めて説明するとともに、当該補助団体との連絡を密にし、事業の進行状況の確認を徹底することとした。 |
| 農林部   | さいたま農林振興センター | 平成19年12月14日(第1936号) | カラー複写機の長期継続契約の締結に当たり、年間執行予定額が210,000円であることから予定価格調書を作成していなかったが、契約期間中の執行予定総額(805,000円)に基づき予定価格調書を作成すべきであった。                                                                                                                                                                   | 今後、長期継続契約を行う際は、契約期間中の執行予定総額に基づき予定価格調書を作成する。また、自己検査において、長期継続契約のチェックを徹底する。                                    |
| 農林部   | さいたま農林振興センター | 平成19年12月14日(第1936号) | JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき                                                                                                                                                                                                                                    | 監査結果に基づき、平成19年度からは食品表示調査員の調査報告に基づき確認指導を速やかに行うよう努                                                            |

|       |                 |                     |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-----------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                 |                     | 県職員が確認指導を行うことになっている。平成18年12月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員による確認指導をすべきものが31件あった。このうち、26件の確認指導が平成19年8月に行われていた。食品表示調査員からの調査報告後、すみやかに確認指導を行うべきであった。                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |
| 農林部   | 川越農林振興センター      | 平成19年12月14日(第1936号) | JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき県職員が確認指導を行うことになっている。平成18年9月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員が確認指導をすべきものが14件あったが、確認指導が開始したのは12月21日からであり、確認指導が平成19年3月1日となっているものが2件あった。食品表示調査員からの調査報告後、すみやかに確認指導を行うべきであった。 | 監査結果に基づき、平成19年度からは食品表示調査員の調査報告に基づく確認指導を速やかに行うよう努めた。平成19年度の食品表示調査員の報告に基づき、県職員の確認指導の必要なものが35件あったが、第1回報告(8月)で確認指導が必要とされた23件については、11月13日に確認指導を始めて、12月25日までに確認指導を終了した。第2回報告(11月)で確認指導が必要とされた12件については、平成20年1月25日までに確認指導を終了した。 |
| 農林部   | 病害虫防除所          | 平成19年12月14日(第1936号) | 毒物及び劇物取締法に規定されるアンモニア等の劇物について、帳簿による管理及び定期的な確認がされていないものがあった。                                                                                                                                              | 記載もれのある劇物薬品については、直ちに帳簿に記載し、管理している。今後は、納品時に検査確認業務と関連させ所定の帳簿に記載し、帳簿による管理を行うよう、所内会議で徹底を図った。                                                                                                                                |
| 農林部   | 農林総合研究センター園芸研究所 | 平成19年12月14日(第1936号) | 毒物及び劇物取締法に規定される塩酸等の劇物について、管理場所や管理方法が適正でなかった。また、帳簿による管理及び定期的な確認がされていないものがあった。                                                                                                                            | 不使用時の劇物は必ず保管庫に保管し、各グループリーダーが鍵を管理するとともに、定期的に保管状況及び管理簿のチェックを行うよう徹底した。また、期限切れの劇物については、農薬保管庫に一括管理することを徹底した。                                                                                                                 |
| 都市整備部 | 荒川左岸南部下水道事務所    | 平成19年12月14日(第1936号) | OA機器の賃貸借契約で予定価格の設定に当たり、積算をせずに前年度実績に基づく予算額を参考として設定していた。                                                                                                                                                  | 予定価格の設定に当たっては、積算するなど明確な積算根拠に基づき設定するよう職員に周知徹底した。                                                                                                                                                                         |
| 都市整備部 | 荒川右岸下水道事務所      | 平成19年12月14日(第1936号) | 下水道地震対策緊急整備計画策定業務について、平成18年度は基礎調査と検討業務、19                                                                                                                                                               | 平成19年度の契約書は、正しい内容の特記仕様書を添付した。特記仕様書の添付に当たっては、内容確認                                                                                                                                                                        |

|     |        |                     |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                          |
|-----|--------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|     |        |                     | <p>年度は18年度の調査結果に基づく計画策定業務を内容として、それぞれ業務委託契約を締結した。</p> <p>この契約に当たって19年度の契約書の特記仕様書に、内容が異なる18年度の特記仕様書が添付されていた。</p>                                                                                                                               | <p>を徹底するよう職員に周知した。また、再発防止のため、決裁時のチェック体制を強化した。</p>                        |
| 教育局 | 羽生第一高校 | 平成19年12月14日(第1936号) | <p>平成19年度、コンピュータ教室用のパソコン43台などの賃貸借に当たり、契約書を作成している。</p> <p>契約書本文の中では、機器の品名及び数量については「別紙記載のとおり」とうたっているが、その別紙が契約書に添付されていなかった。</p>                                                                                                                 | <p>再発防止のため、契約書の作成に当たっては、埼玉県財務規則や会計事務処理要領を再確認するとともに、チェック体制を強化することとした。</p> |
| 教育局 | 春日部東高校 | 平成19年12月14日(第1936号) | <p>平成19年度一般廃棄物収集運搬処理業務委託に係る見積合わせに当たり、見積参加業者3者あてに依頼文書を送付した。</p> <p>しかし、文書では、当該委託業務の積算条件が不明確であったため、3者から提出された見積書は積算根拠が異なるものとなっていた。</p> <p>このため、同じ条件による見積合わせが行われないまま、業者を選定していた。</p>                                                              | <p>再発防止のため、埼玉県財務規則等を再確認するとともに、積算条件・積算根拠等を明確に提示し、見積合わせを行うこととした。</p>       |
| 教育局 | 秩父高校   | 平成19年12月14日(第1936号) | <p>平成18年度に図書館を新築するに当たり、既存図書館の物品を一時別の場所に移転する必要がある。</p> <p>このため、物品を搬出・運搬し、再度学校へ運搬・搬入するという一連の業務について、業務完了後に支払うことを条件に指名競争入札を実施した。</p> <p>しかし、落札者との契約締結に当たり、業務完了後という条件ではなく、往路分の業務終了後及び復路分の業務終了後の2回に分けて支払う内容に変更していた。</p> <p>しかも、2回に分けて支払うことは部分払</p> | <p>再発防止のため、契約事務の執行に当たっては、埼玉県財務規則等関係法令の厳正な解釈と運用に努めるとともに、チェック体制を強化した。</p>  |

3 監査の結果「意見」とした事項

|      |       |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |       |                     | いに該当するが、財務規則では、役務の提供である当契約には、認められていないものであった。                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 警察本部 | 浦和警察署 | 平成19年12月14日(第1936号) | 外部階段日隠し設置工事において、契約締結後、請負業者から防水処理の方法と支柱材料について変更の提案があったが、変更契約手続きを行わずに施工した。<br>契約と異なる仕様で工事が完了したにもかかわらず、完成検査も行われており、事務手続きや履行確認が不適切であった。                                                                                                                                         | 本件は、請負業者から、契約締結後に、契約額の範囲内で、より防水性に優れ、支柱の強度を確保した工事方法の提案を受け、この施工方法を承認した際、変更契約の事務処理を失念したことが原因であった。<br>契約締結に当たる関係所属長に対して、本件事例を通知し、このような誤りのないように周知した。                                                                                                                                                                                 |
| 警察本部 | 加須警察署 | 平成19年12月14日(第1936号) | 護送通路日隠し設置工事において、契約締結後、請負業者から仕様変更の提案があったが契約変更手続きを行わずに施工した。<br>契約と異なる仕様で工事が完了したにもかかわらず、完成検査も行われており、事務手続きや履行確認が不適切であった。                                                                                                                                                        | 本件は、請負業者から、契約締結後に、契約額の範囲内で、より通路の採光に優れた工事方法の提案を受け、この施工方法を承認した際、変更契約の事務処理を失念したことが原因であった。<br>契約締結に当たる関係所属長に対して、本件事例を通知し、このような誤りのないように周知した。                                                                                                                                                                                         |
| 総務部  | IT企画課 | 平成19年10月5日(第1916号)  | IT(情報技術)については、新IT推進アクションプラン(平成17年度～19年度)に基づいて推進してきたところであるが、次期プランへの移行に当たり、以下の点に留意してさらなる推進を図る必要がある。<br>1 現在稼働している「業務システム(財務・旅費・文書)」は職員一人ひとりが入力する方式を採用し、総務事務の軽減が図られたものの入力事務に複雑な面があるなど改善の余地がある。<br>現行の「業務システム(財務・旅費・文書)」について、制度の見直しを含めた業務プロセスの再構築(=BPR)を行い、これに基づくシステム改善を検討すること。 | 1 業務システムについては、9月に旅費システムについて、誤入力を防止するため、旅行方法の詳細設定画面の項目や説明について、分かりやすい表現にするなどの改修を行った。<br>今後、より効率的で使いやすいシステムとするよう、制度所管課と協議を行い改善を図っていく。<br>職員情報関連システムでは、職員の入力した情報に基づき、年次休暇の管理や時間外勤務の集計を、システムが自動的に行う。<br>また、通勤手当や扶養手当などの給与の諸手当の認定、住所変更などの人事に関する報告の確認などは、総務事務センターで全庁分の事務処理をまとめて行うこととした。これらにより総務事務の効率化を図っている。<br>さらに、氏名や住所などについての重複入力を不 |



|     |        |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|--------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |        |                    | <p>現在開発中の「職員情報関連システム(給与・勤務等)」においては、十分なBPRを行い、総務事務の軽減はもとより、人事務による職員の負担を極力抑えること。</p> <p>2 職員用ノートパソコンについては、平成20年度からリースパソコンの大量入れ替えを控えているため、経費節減とセキュリティ確保の観点から、共同利用やシンクライアントシステム等の導入の検討を早急に行うこと。</p>                                                                                                                                           | <p>要とし、従来の申請書よりも記入項目を減少させ、職員の入力負担の軽減を図ることとした。</p> <p>2 平成20年度からの入れ替えに当たっては、長期継続契約などによる経費節減を図るとともに、各所属長に対する情報セキュリティ研修や情報セキュリティ診断を引き続き実施し、情報セキュリティ対策の徹底を図っていく。</p> <p>なお、共同利用の促進については、現地に赴くなどして、新たな共同利用を働きかけている。また、シンクライアントシステムの活用については、現在、IT推進局内の職員用ノートパソコン60台に試験的に導入し、有効性などの検証作業を実施中であり、平成20年度からの「第3次埼玉県IT推進アクションプラン」に位置づけることとしている。</p> |
| 福祉部 | 子育て支援課 | 平成19年10月5日(第1916号) | <p>本県では、核家族世帯の割合が64.4%と全国で二番目に高く、また、男性の就業時間も長いことなどから、子育てへの不安感が高く、親子のふれあいも少ない。</p> <p>学齢前の乳幼児期は人格形成の基礎を養う時期であり、家庭でのふれあいが大変重要となる。後々の豊かな人間性に直結する良心を司る前頭葉部分は、3歳までにほとんど完成されると言われており、その時期に親子の交わりがしっかりとできている子育てが大切である。</p> <p>乳幼児期における子育て支援を充実させるために、保育所を整備するだけでなく、子育てしやすい労働環境の整備や、在宅で子育てをしている家庭への支援、親が親として力をつけるための支援など、総合的な取組を一層進めていく必要がある。</p> | <p>在宅で子育てをしている母親の孤立感や負担感を軽減するため、子育て家庭の身近な場所に、地域子育て支援センターの設置を促進している。</p> <p>い遊びや育児講座といった、子育てに関する講座が定期的に開催され、親としての力をつけるための支援事業を実施している。</p>                                                                                                                                                                                                |
| 福祉部 | 福祉政策課  | 平成19年10月5日(第1916号) | <p>福祉部本庁各課が、18年度に執行した補助金(1件50万円以上に限る)は103件、約300億7,634万円であった。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>介護老人保健施設整備費補助金については、現在執行していないが、今後実績が生じた場合は、実地検査を行なうこととする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|     |        |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|--------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |        |                    | <p>提出された定期監査資料によれば、補助金の額の確定に際し、実地検査を行ったものは、11件で約8億5,407万円であり、件数ベースで10.7%、金額ベースで2.8%であった。書面検査により額を確定した補助金のうち、次の補助金については、施設整備に係ることや金額が大きいため実地検査を行う必要があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設整備費補助金</li> <li>・社会福祉施設職員退職手当共済事業補助金</li> </ul> <p>なお、福祉政策課、高齢者福祉課、介護保険課及び子育て支援課は、補助金のすべてが書面検査であった。</p> <p>については、実地による検査の割合を高めるため、福祉保健総合センターや社会福祉法人への監査を行う福祉施設監査課との連携の強化を含め、検査体制を充実する必要がある。</p> | <p>(高齢者福祉課)<br/>社会福祉施設職員等退職手当共済事業補助金については、平成19年度執行分について、平成20年1月に実地検査を行うこととした。<br/>(社会福祉課)<br/>福祉施設監査課と各補助金所管課・各福祉保健総合センターの補助金検査における連携方法を定め、平成19年8月1日付けで、関係課所あて通知した。各補助金所管課・各福祉保健総合センターの職員は、必要に応じて、福祉施設監査課の実地検査に同行し、補助金検査を実施することとした。<br/>(福祉施設監査課)<br/>すべてを書面検査していた各課においては、福祉施設監査課の実地検査に同行しない場合でも、補助事業者が補助金を適正に執行しているかどうか、必要に応じて、実地検査を行い、補助金検査における、実地検査の割合を高めていくこととした。<br/>(福祉政策課・高齢者福祉課・介護保険課・子育て支援課)</p> |
| 福祉部 | 高齢者福祉課 | 平成19年10月5日(第1916号) | <p>健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月に公布されたことなどに伴い、療養病床は入院患者の医療の必要性の観点から再編成されることとなった。これに伴い、介護療養病床は、平成23年度末をもって廃止することとされた。</p> <p>県内では、平成19年6月末現在で介護療養病床は3,536床、医療療養病床は9,856床ある。今後、急速に高齢化が進む中において、療養病床再編成への対応が重要な課題である。</p> <p>そこで、いわゆる介護難民の発生を防ぐため、「地域ケア体制整備構想」を今後作成することにより、高齢者の状態に即した適切なサービスを提供する体制の整備を進める必要がある。</p>                                                                                                 | <p>平成19年度中に「地域ケア体制の整備に関する構想」を作成し、療養病床が介護施設などに転換するに当たって、その受け皿づくりを含め、地域の状況に応じた、サービス提供体制の整備を推進する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|       |               |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県土整備部 | 河川砂防課         | 平成19年10月5日(第1916号)  | <p>県では、土砂災害防止対策の推進に関する法律(略称「土砂災害防止法」)に基づき、県内の土砂災害危険箇所について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定している。</p> <p>現在、県内には土砂災害危険箇所が4,219か所あり、そのうち調査済みが789か所(18.7%)であり、その中で345か所を平成18年度未までに区域指定している。</p> <p>この区域指定を実施することにより、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図ることが可能となる。</p> <p>しかし、未指定箇所が多く残されており、すべての指定完了は平成29年度と見込まれている。</p> <p>近年、異常な集中豪雨の発生など自然災害の危険が増大しており、土砂災害危険箇所を調査し、区域指定を行うことは、対策工事も含めた総合的な検討ができることから、関係機関と調整を図り早急に推進する必要がある。</p> | <p>土砂災害から県民の生命身体を保護するため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定することにより、土砂災害のおそれのある区域の危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などソフト施策を重点的にかつ早急に進めていく必要がある。</p> <p>このため、選択と集中の観点から効率的に予算を配分し、土砂災害警戒区域等を指定するための調査を1年短縮して平成28年度までに終了するよう計画を見直し、区域指定を早急に行っていくこととした。</p> |
| 保健医療部 | 埼玉北福祉保健総合センター | 平成19年12月14日(第1936号) | <p>特別障害者手当は身体又は精神に著しい重度の障害を有する方に対する手当であり、在宅であることが支給要件となっている。施設に入所したり、病院又は診療所に3か月以上継続して入院した場合は、支給資格が喪失する。</p> <p>現行の制度では、年1回の現況届によって支給資格を確認している。年4回の手当支給に際しては、各町あてに連絡し、受給者の現況把握に努めているが、入所・入院について、事実の把握が遅れ、過払いとなっていた案件があった。</p> <p>過払いはいは、不必要な事務を発生させるだけでなく、受給者にとっても、支給された手当</p>                                                                                                                                     | <p>受給資格喪失事由発生後の速やかな資格喪失届の提出について、受給者への周知徹底を図るため、各町と協力して、受給者に対して注意喚起のための文書を年2回送付し、資格喪失者の早期把握に努めることとした。</p>                                                                                                                                |

を費消した場合などでは、その返還に大きな負担が生じる。  
 このため、町との連携を一層進め、受給者への制度の周知徹底を図るとともに、受給者との連絡を密にして受給資格の確認の強化を図るなど、過払いの未然防止に努める必要がある。

雑報

○ 部長級

(新任命職)

総合政策部参事

(現 職)  
 (知事特別秘書)

(氏 名)  
 柿沼 トミ子

平成二十年二月十四日付け

○ 部長級

退 職

(現 職)  
 (総合政策部参事)

(氏 名)  
 柿沼 トミ子

平成二十年二月十五日付け

埼玉県建築審査会告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

平成二十年二月二十九日

埼玉県建築審査会会長 加村 啓 二

一 日時

平成二十年三月十三日(木)

午後三時三十分から午後四時三十分まで

二 場所

さいたま市浦和区高砂三一十二―二十四

埼玉教育会館 二階二〇二会議室  
 三 件名  
 埼玉県建築審査会平成十九年(不)第四〇第八号事件

正誤

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十八号(平成十七年七月二十九日第六百九十二号)中訂正  
 二二ページ 表中

| 新      | 旧                                                        | 別                   | 旧新           |
|--------|----------------------------------------------------------|---------------------|--------------|
| 井沼字下脇八 | 比企郡川島町<br>大字白井沼字<br>浮沼四二八番<br>三地先から同<br>郡同町大字白<br>井沼字下脇八 | 敷地の<br>幅員(メ<br>ートル) | 延長<br>(メートル) |
| 〇一・〇   | 〇一三・〇                                                    | 〇一〇・〇               | 〇一四三・〇       |
| 〇一・〇   | 〇一三・〇                                                    | 〇一〇・〇               | 〇一四三・〇       |

|        |      |
|--------|------|
| 七三番地先ま | 二三・五 |
| 〇      | 〇    |

正

| 新 B    | 新 A                                                      | 旧 A                 | 別            | 旧新 |
|--------|----------------------------------------------------------|---------------------|--------------|----|
| 七三番地先ま | 比企郡川島町<br>大字白井沼字<br>浮沼四二八番<br>三地先から同<br>郡同町大字白<br>井沼字下脇八 | 敷地の<br>幅員(メ<br>ートル) | 延長<br>(メートル) |    |
| 〇二三・五  | 〇一三・〇                                                    | 〇一〇・〇               | 〇一四三・〇       |    |
| 〇二三・五  | 〇一三・〇                                                    | 〇一〇・〇               | 〇一四三・〇       |    |

|                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| 発行日                                                               |
| 毎週<br>火曜日・金曜日                                                     |
| 購読料金                                                              |
| 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                            |
| 発行者                                                               |
| 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号<br>（代表）<br>四八―八二四―二二一―一                |
| 埼玉新聞社<br>〒330-0801<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号<br>（代表）<br>四八―八二四―二二一―一 |
| 印刷所                                                               |
| 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>四八―八六二―二九〇―二（代表）                   |